

平成 24 年度

全国児童発達支援センター 実態調査報告

全国児童発達支援センター
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

昨年10月1日に公益財団法人日本知的障害者福祉協会は、例年行っている実態調査を、本協会に加入している274施設を対象に行いました。ご回答いただきました施設の皆様に感謝申し上げ、ここに結果をご報告申し上げます。

今回で32回目となった本調査は、「知的障害児通園施設」から「児童発達支援センター」と呼称を変更してから初となる実態調査です。ここ10年間の調査配布施設数は、226施設から274施設と増加傾向で推移していますが、回答施設数は昨年と同数の197施設、回収率は71.9%と低調となっています。本調査には、煩雑な面が多くお手数をおかけいたしますが、今一度、本報告書の有効性を考慮頂き、引き続き高い回収率となりますようご協力をお願い申し上げます。

さて、今回の調査は施設体系が一元化された初年度ということもあり、旧通園施設であった「児童発達支援センター」の実施する事業についての調査としております。調査項目についても大幅な見直しを行っておりますので、回答に際しては大変ご面倒をおかけ致しましたが、趣旨を御理解いただき多くの方の御協力を頂きましたことを感謝申し上げます。

今後「センター」である施設の機能として地域支援等が求められている中で、この調査報告には、私共の現状とこれからの各地域における課題が多く表れていると思いますので、各施設で有効活用して頂ければ幸甚です。ご協力を頂き有り難うございました。

おわりに、本調査の事務方として配布・回収・集計・処理などの作業に迅速に取り組んで頂いた協会事務局担当者の皆様に、心より御礼申し上げます。

平成26年3月

児童発達支援部会

副部会長 米 川 晃

目 次

はじめに

I 施設の状況

1. 設置主体	164
2. 経営主体	164
3. 施設設置年	165
4. 児童発達支援センターの種別	165
5. 児童発達支援センターの実施する事業	166
6. 施設定員等	167
7. 開園日数・利用形態	168
8. 建物所有・建設年度	169
9. 施設の主要室	171
10. 未契約児童を対象とした事業	173
11. 障害児の処遇を協議する組織	177
12. 併行通園の状況	179
13. 加算・減算の状況	181

II 児童の状況

1. 児童の年齢別状況	183
2. 在籍児の在園期間	184
3. 入退園の状況	185
4. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況	188
5. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況	189
6. 重複障害・合併障害の状況	190
7. 介助度	191
8. 発達遅滞の原因となる疾患の状況	192

III 職員及びクラス編成

1. 職員の数と構成	193
2. クラス編成及び運営の状況	194

IV 家族支援・地域支援の状況

1. 保護者支援・情報提供	198
2. 地域支援	200
3. 要保護児童	201
4. 関係機関との連携	204

V 医療的ケアの実施状況

1. 医療的ケアの実施	207
-------------	-----

VI 保育所等訪問支援の状況

1. 保育所等訪問支援の実施	209
----------------	-----

VII 通園バスの状況

1. 通園バスの状況	211
------------	-----

VIII 給食の状況

1. 給食の状況	215
----------	-----

IX その他

1. ボランティア	219
-----------	-----

調 査 票	221
-------	-----

本調査は274施設に調査票を配布し、197施設（23年度197施設、22年度200施設）から回答を得た。回収率は71.9%（23年度73.2%、22年度76.3%）となっている。

I 施設の状況

1. 設置主体

表1 設置主体 〈施設数・下段は%〉

設置	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
都道府県立	1 10.0		1 1.8			1 2.9	2 12.5			5 2.5
市町村立	7 70.0	6 50.0	28 50.0	15 60.0	2 40.0	16 45.7	7 43.8	4 80.0	21 63.6	106 53.8
民間立	2 20.0	6 50.0	27 48.2	9 36.0	3 60.0	18 51.4	7 43.8	1 20.0	11 33.3	84 42.6
その他				1 4.0					1 3.0	2 1.0
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表1「設置主体」は例年と比べて大きな変化はみられない。

2. 経営主体

表2 経営主体 〈施設数・下段は%〉

経営	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
公営	4 40.0	3 25.0	22 39.3	12 48.0	3 60.0	14 40.0	1 6.3		3 9.1	62 31.5
社会福祉事業団		2 16.7	2 3.6	3 12.0		6 17.1	3 18.8		10 30.3	26 13.2
社会福祉法人 (社会福祉事業団を除く)	6 60.0	6 50.0	31 55.4	10 40.0	2 40.0	15 42.9	12 75.0	5 100	20 60.6	107 54.3
NPO法人										
株式会社										
その他		1 8.3	1 1.8							2 1.0
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表2「経営主体」は公営31.5%、社会福祉事業団13.2%と公的な経営形態の施設が44.7%、民間の経営形態である社会福祉法人が54.3%となっている。24年度からの法改正の中で、NPO法人や株式会社も経営主体となることが可能となったものの、今回の調査では、協会に未加入であったため実態を確認することはできなかった。またその他に2施設・1.0%と示されているが、本調査ではどのような経営主体かを確認することができなかった。

3. 施設設置年

表3 設置年 〈施設数・下段は%〉

設置年	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
～昭和36年 (1961)	3 30.0		4 7.1	2 8.0	1 20.0	3 8.6	1 6.3		2 6.1	16 8.1
37～41年 (1962-1966)		1 8.3	1 1.8	1 4.0		3 8.6	2 12.5			8 4.1
42～46年 (1967-1971)		2 16.7	6 10.7	3 12.0		3 8.6	1 6.3		1 3.0	16 8.1
47～51年 (1972-1976)	2 20.0	2 16.7	19 33.9	8 32.0	2 40.0	8 22.9	4 25.0	1 20.0	3 9.1	49 24.9
52～56年 (1977-1981)		3 25.0	8 14.3	1 4.0	1 20.0	6 17.1	1 6.3	3 60.0	11 33.3	34 17.3
57～61年 (1982-1986)		1 8.3	3 5.4			1 2.9	1 6.3	1 20.0	1 3.0	8 4.1
62～平成3年 (1987-1991)		1 8.3		2 8.0		2 5.7				5 2.5
平成4年～平成8年 (1992-1996)	3 30.0		2 3.6	2 8.0		1 2.9	2 12.5		2 6.1	12 6.1
平成9年～平成13年 (1997-2001)	1 10.0	1 8.3	4 7.1	2 8.0		4 11.4	2 12.5			14 7.1
平成14年～ (2002-)	1 10.0	1 8.3	9 16.1	4 16.0	1 20.0	4 11.4	2 12.5		13 39.4	35 17.8
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表3「設置年」をみると、平成14年以降設置された施設は17.8%で昨年（12.7%）より増加傾向にある一方、～昭和36年までに設置された施設も8.1%となっている。最も多いのが、昭和47年～51年にかけて設置された施設で24.9%となっており、さらに昭和52年～56年にかけて設置された施設を加えると42.1%となり、この時期に設置された施設が多いことがわかる。62.4%の施設が30年以上の歴史を重ねている。

4. 児童発達支援センターの種別

表4 児童発達支援センターの種別 〈施設数・下段は%〉

種別	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 医療型児童発達支援センター		1 8.3	1 1.8	3 12.0	1 20.0				1 3.0	7 3.6
2. 福祉型児童発達支援センター	10 100	12 100	54 96.4	24 96.0	5 100	33 94.3	16 100	5 100	31 93.9	190 96.4
3. その他			2 3.6	1 4.0		2 5.7			1 3.0	6 3.0
4. 不明・無回答			1 1.8							1 0.5
実施施設数	10	12	56	25	5	35	16	5	33	197

表4「児童発達支援センターの種別」は、197施設中190施設が福祉型児童発達支援センターであり、医療型児童発達支援センターは7施設のみである。種別の違いによる課題など、医療型センターと福祉型センターのあり方、児童発達支援事業所とセンターとのあり方についても今後検討が必要となるのではないだろうか。

5. 児童発達支援センターの実施する事業

表5 児童発達支援センターの実施する事業 (施設数=延べ)

指定を受けている事業	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 児童発達支援事業(旧児童デイ)	0	4	13	5	2	8	5	0	8	45
2. 放課後等デイサービス事業	0	2	6	2	0	1	2	1	5	19
放課後等デイサービスの利用定員	0	20	50	15	0	10	20	10	55	180
3. 保育所等訪問支援事業	3	2	17	7	2	6	10	1	13	61
4. 障害児相談支援事業	1	2	19	8	2	7	6	2	15	62
5. 特定相談支援事業	1	2	17	4	1	5	5	2	9	46
6. 一般相談支援事業	0	1	1	0	0	4	1	0	4	11
7. 短期入所事業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
8. 日中一時支援事業	2	4	4	0	1	0	4	0	15	30
9. 移動支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 居宅支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 障害児等療育支援事業	0	2	6	2	2	7	4	4	14	41
12. その他	0	1	1	2	1	1	0	0	0	6
計	7	20	84	30	11	39	37	10	85	323

表5「指定を受け実施する他の福祉事業」をみると、法制度の改正による指定基準等において、児童発達管理責任者の配置などの体制づくりの難しさが推察される。実施事業の中で特に多いのが、「障害児相談支援事業」(62施設)と、「保育所等訪問支援事業」(61施設)で、27年度の必須化を見越した計画相談の準備やセンターの地域支援の拠点としての役割を担うための体制を構築している様子がうかがえる一方、昨年度調査においては65施設あった「障害者相談支援事業」が、「障害児相談支援事業」に移行したことも考えられよう。また、「障害児等療育支援事業」が41施設(23年度69施設)、「日中一時支援事業」が30施設(23年度61施設)と減少している。法改正による影響や法改正時にどのように対応したのかについては、今回の調査では把握できなかった。昨年度調査においては「児童デイサービス事業Ⅰ型Ⅱ型」が合わせて72施設であったが、今回の調査では「児童発達支援事業所」45施設と「放課後等デイサービス事業」19施設を合計すると64施設となりやや減少しているが、センター型へ移行したのか否かは本調査では把握できない。また昨年度調査で「知的障害者施設」が50施設となっていたが、これらが法改正によってどのような状況になったのかは、今回の調査では把握できなかった。

6. 施設定員等

表6 定員規模別施設数 (施設数・下段は%)

定員規模	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
~29名	2 20.0	1 8.3	6 10.7	3 12.0	1 20.0	2 5.7			7 21.2	22 11.2
30~49名	7 70.0	9 75.0	38 67.9	16 64.0	3 60.0	20 57.1	14 87.5	5 100	21 63.6	133 67.5
50名~	1 10.0	2 16.7	12 21.4	6 24.0	1 20.0	13 37.1	2 12.5		5 15.2	42 21.3
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100
定員合計(名)	351	420	2,027	891	166	1,466	565	156	1,078	7,120

表7 在籍児数 (施設数・下段は%)

在籍児数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
~29名	2 20.0	5 41.7	13 23.2	5 20.0	1 20.0	2 5.7	2 12.5		8 24.2	38 19.3
30~49名	7 70.0	4 33.3	27 48.2	13 52.0	3 60.0	16 45.7	11 68.8	4 80.0	12 36.4	97 49.2
50名~	1 10.0	3 25.0	16 28.6	7 28.0	1 20.0	17 48.6	3 18.8	1 20.0	13 39.4	62 31.5
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表8 定員充足率 (施設数)

充足率	40%未満	40~60%未満	60~80%未満	80~100%未満	100%	100%超	計
施設数	5	2	7	30	32	121	197
%	2.5	1.0	3.6	15.2	16.2	61.4	100

表6「定員規模別施設数」をみると、定員規模は30名~49名が67.5%を占め、50名以上が21.3%、29名以下が11.2%である。地区ごとにみると、30名から49名以下がほとんどであるが、四国地区は定員規模30~49人が100%であった。定員合計は7,120名(23年度7,233名、22年度7,322名)と前年度とほぼ変わりなく、1施設あたりの定員も36.1名と前年同様であった。

表7「在籍児数」を見ると北海道・北陸地区は定員規模と在籍児数は同じであるが、他の地域は定員規模以上の在籍や定員規模に満たない在籍など定員規模と在籍数には異なる現状が見える。

表8「定員の充足率」に関して、24年度は「100%」及び「100%超」の施設が153施設・77.7%(23年度148施設・75.1%)であった。一方、充足率100%未満の施設が44施設・22.3%(23年度49施設・24.9%、22年度50施設・25.0%)となっている。全体的には定員もしくは定員以上を確保している施設が約4分の3を占めているが、充足率80%未満の施設は14施設・7.1%あり、9割保証制度が無くなったうえで運営が可能か否かの確認が必要であろう。一方、100%以上の施設が77.7%あることは運営努力なのか、それとも社会資源の少なさなのかの検証と、100%以上の充足率で、子どもの療育環境は担保されているかなど、質についての調査を行うとともに、定員充足率の違いが単なる地域差なのか利用

につながるシステム機能によるものなのかの検証も必要であろう。

7. 開園日数・利用形態

表9 平成24年度の開園日数・利用契約児童数・及び措置児童数並びに延べ利用実数等

実施事業		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開園日数	総数	3,602	4,218	4,285	4,240	3,887	3,915	4,456	4,236	3,669	3,717	3,864	3,585
	施設数	195	195	195	195	195	196	195	195	195	195	195	195
利用契約児童数	総数	8,144	8,223	8,354	8,470	8,567	8,682	8,884	8,870	8,922	8,962	9,001	8,960
	施設数	195	194	194	194	194	195	197	194	194	194	194	194
措置児童数	総数	20	20	20	21	21	21	22	20	20	20	20	20
	施設数	11	11	11	12	12	12	13	11	11	11	11	11
延べ利用予定数	総数	105,697	124,499	128,081	128,358	117,340	120,016	138,005	131,626	114,535	116,623	120,984	110,730
	施設数	169	169	169	169	169	170	169	169	169	168	168	168
延べ利用実数	総数	100,023	122,746	125,434	123,851	108,574	116,907	135,034	125,890	108,233	109,675	114,750	106,793
	施設数	193	193	193	193	193	194	193	193	193	193	193	193
1施設あたりの利用率(%)		76.8%	80.5%	81.0%	80.8%	77.3%	83.0%	83.9%	82.2%	81.6%	81.6%	82.2%	82.4%

※1施設あたりの利用率＝ $\frac{\text{開園日数(総数} \div \text{施設数)} \times \text{指定定員数(総数} \div \text{施設数)}}{\text{延べ利用実数(総数} \div \text{施設数)}} \times 100$

表10 利用契約児の利用形態

(人数・下段は%)

利用形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
週6日以上	58	98	97	36	56	35	140	18	91	629
	14.7	23.0	3.7	3.8	27.5	1.9	20.1	8.2	6.0	7.1
週5日	284	206	1,488	758	93	1,128	396	140	911	5,404
	72.1	48.4	56.3	80.4	45.6	60.5	56.9	63.6	59.7	60.6
週4日	8	11	131	29	8	82	15	5	27	316
	2.0	2.6	5.0	3.1	3.9	4.4	2.2	2.3	1.8	3.5
週3日	27	9	215	50	14	100	26	34	80	555
	6.9	2.1	8.1	5.3	6.9	5.4	3.7	15.5	5.2	6.2
週2日	8	30	375	19	19	115	65	20	279	930
	2.0	7.0	14.2	2.0	9.3	6.2	9.3	9.1	18.3	10.4
週1日	9	15	279	49	8	236	15	2	133	746
	2.3	3.5	10.6	5.2	3.9	12.7	2.2	0.9	8.7	8.4
週1日未満		4	56	2	6	169	6	1	5	249
		0.9	2.1	0.2	2.9	9.1	0.9	0.5	0.3	2.8
不明・無回答		53					33			86
		12.4					4.7			1.0
計	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表9「平均開園日数」は年間を通して月あたり約20日で、平均開園日数が少ないのは、3月(18.4日)と4月(18.5日)12月(18.8日)、1月(19.1日)で、多いのは10月(22.9日)、6月(22.0日)、11月(21.7日)、5月(21.6日)。長期休み、特に春休みにあたる時期に開園日数が少なくなっている。一方、夏休みについては各施設が運営上工夫している様子がうかがえる。

利用契約児童数と定員数をみると、利用契約児童数は4月から徐々に増加しており、2月が頂点となっている。年度の後半にかけて利用が増えるという傾向は、措置時代から現在まで変わっていない。また、措置児童数は月20人を平均に年間変動はなく、指定定員の約0.3%と、措置児の捉え方の検証が求められるであろう。利用率を見ると平均81.2%である。特に夏休みの8月(77.3%)、7月(80.8%)、6月(81.0%)が平均以下の利用率であり、開園日の工夫が利用率に反映できているかなどの調査も必要であろう。

表10「利用契約児の利用形態」をみると、自立支援法施行以降の通園形態としての多様化が考えられるが、措置時代と変わらず「週6日以上」と「週5日」の割合は67.7%(23年度72.0%)となっている。地域的には、北海道86.8%(23年度87.8%)、東海84.2%(23年度・90.6%)、中国77.0%(23年度80.3%)、北陸73.0%(23年度70.8%)が高く、近畿62.4%(23年度73.9%)関東60.0%(23年度67.6%)が低くなっている。「週2日以下」の割合は、近畿27.9%(23年度16.0%)九州地区27.3%(23年度26.3%)関東26.9%(23年度19.5%)といずれも25%以上を占める一方、北海道4.3%(23年度2.1%)、東海7.4%(23年度0.6%)と地区による状況の違いがうかがえる。

8. 建物所有・建設年度

表11 現在の建物所有

(施設数・下段は%)

建物所有	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
1. 自己所有	10	9	39	14	4	21	11	3	19	130
	100	75.0	69.6	56.0	80.0	60.0	68.8	60.0	57.6	66.0
2. 無償賃貸		1		2	1	10	4	1	6	25
		8.3		8.0	20.0	28.6	25.0	20.0	18.2	12.7
3. 有償賃貸		1	3						1	5
		8.3	5.4						3.0	2.5
4. その他		1	11	8		4			4	28
		8.3	19.6	32.0		11.4			12.1	14.2
5. 不明・無回答			3	1		1	1	1	3	10
			5.4	4.0		2.9	6.3	20.0	9.1	5.1
実施施設数	10	12	56	25	5	35	16	5	33	197
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表12 現在の建物の建設年度

〈施設数・下段は%〉

設置年	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
～昭和36年 (1961)							1 6.3			1 0.5
37～41年 (1962-1966)			1 1.8			2 5.7				3 1.5
42～46年 (1967-1971)		2 16.7	1 1.8	1 4.0		2 5.7			1 3.0	7 3.6
47～51年 (1972-1976)			11 19.6	4 16.0	1 20.0	6 17.1	4 25.0	1 20	3 9.1	30 15.2
52～56年 (1977-1981)	2 20.0	2 16.7	6 10.7	3 12.0	1 20.0	7 20.0		1 20.0	13 39.4	35 17.8
57～61年 (1982-1986)		2 16.7	6 10.7	2 8.0			1 6.3	1 20.0	3 9.1	15 7.6
62～平成3年 (1987-1991)	1 10.0	1 8.3	2 3.6	2 8.0	1 20.0	1 2.9	1 6.3		1 3.0	10 5.1
平成4年～平成8年 (1992-1996)	3 30.0		2 3.6	3 12.0	1 20.0	3 8.6	3 18.8			15 7.6
平成9年～平成13年 (1997-2001)	1 10.0		8 14.3	4 16.0	1 20.0	6 17.1	4 25.0	1 20.0		25 12.7
平成14年～平成18年 (2002-2006)	1 10.0	2 16.7	6 10.7	4 16.0		2 5.7	1 6.3	1 20.0	6 18.2	23 11.7
平成19年～平成23年 (2007-2011)	2 20.0	1 8.3	7 12.5	1 4.0		5 14.3	1 6.3		3 9.1	20 10.2
平成24年～ (2012-)			1 1.8	1 4.0					2 6.1	4 2.0
不明・無回答		2 16.7	5 8.9			1 2.9			1 3.0	9 4.6
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表11「建物の所有」については自己所有が66.0%、無償貸与が12.7%、有償賃貸が2.5%であった。建物について建設費の返済や建て直し等の状況により運営上の対応が求められる。

表12「現在の建物の建設年度」については、33年以上経過している施設が38.6%である。施設整備の対応が今後の課題となってくるであろう。今後は、社会資源の安定的存続のための整備が計画的に実施できる財政的な支援も視野に入れていく必要がある。

9. 施設の主要室

表13 施設の主要室の有無

〈施設数・下段は%〉

設置年	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①指導室 (1人あたり2.47㎡以上)	10 100	10 83.3	54 96.4	25 100	5 100	35 100	16 100	4 80.0	30 90.9	189 95.9
②指導室 (要件適用しない)	1 10.0		6 10.7	1 4.0		4 11.4	3 18.8		2 6.1	17 8.6
③遊戯室 (1人あたり1.65㎡以上)	10 100	10 83.3	53 94.6	23 92.0	5 100	34 97.1	16 100	4 80.0	30 90.9	185 93.9
④遊戯室 (要件適用しない)		2 16.7	3 5.4	2 8.0		1 2.9		2 40.0	4 12.1	14 7.1
⑤屋外遊戯室 (同一敷地内)	10 100	9 75.0	52 92.9	23 92.0	5 100	33 94.3	16 100	5 100	28 84.8	181 91.9
⑥屋外遊戯室 (センター付近変わるべき場所)		1 8.3	5 8.9	1 4.0			1 6.3		8 24.2	16 8.1
⑦医務室	8 80.0	8 66.7	45 80.4	14 56.0	4 80.0	27 77.1	12 75.0	1 20.0	22 66.7	141 71.6
⑧静養室	8 80.0	8 66.7	43 76.8	19 76.0	3 60.0	30 85.7	15 93.8	4 80.0	25 75.8	155 78.7
⑨相談室	10 100	8 66.7	54 96.4	23 92.0	2 40.0	32 91.4	16 100	5 100	27 81.8	177 89.8
⑩調理室	10 100	8 66.7	54 96.4	21 84.0	4 80.0	32 91.4	14 87.5	3 60.0	27 81.8	173 87.8
⑪浴室又はシャワー室	10 100	8 66.7	46 82.1	17 68.0	5 100	32 91.4	13 81.3	4 80.0	27 81.8	162 82.2
⑫子供用便所	9 90.0	9 75.0	55 98.2	23 92.0	3 60.0	33 94.3	16 100	5 100	30 90.9	183 92.9
⑬観察室	1 10.0	3 25.0	17 30.4	4 16.0	1 20.0	7 20.0	2 12.5	2 40.0	13 39.4	50 25.4
⑭聴力検査室		1 8.3	9 16.1	2 8.0		3 8.6			8 24.2	23 11.7
⑮訓練室	3 30.0	4 33.3	18 32.1	6 24.0	1 20.0	8 22.9	6 37.5	3 60.0	14 42.4	63 32.0
⑯診察室			8 14.3	1 4.0	1 20.0	3 8.6	1 6.3		5 15.2	19 9.6
⑰その他		1 8.3	4 7.1	3 12.0		4 11.4	2 12.5		4 12.1	18 9.1
実施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表14 指導室（保育室）の部屋数

〈施設数・下段は％〉

部屋数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1部屋			2 3.7	2 8.0		1 2.9			3 10.0	8 4.2
2部屋		2 20.0					2 12.5		1 3.3	5 2.6
3部屋	1 10.0	2 20.0	13 24.1	3 12.0	3 60.0	7 20.0	3 18.8	4 100	11 36.7	47 24.9
4部屋	6 60.0	5 50.0	17 31.5	9 36.0		7 20.0	6 37.5		6 20.0	56 29.6
5部屋	1 10.0	2 20.0	7 13.0	5 20.0	1 20.0	5 14.3	1 6.3		5 16.7	27 14.3
6部屋	2 20.0	1 10.0	7 13.0	1 4.0		8 22.9	3 18.8		4 13.3	26 13.8
7部屋			2 3.7	2 8.0	1 20.0	4 11.4				9 4.8
8部屋			3 5.6			2 5.7				5 2.6
9部屋			1 1.9	2 8.0		1 2.9			1 3.3	5 2.6
10部屋									1 3.3	1 0.5
10部屋以上			3 5.6				1 6.3		1 3.3	5 2.6
不明・無回答			1 1.9				1 6.3		1 3.3	3 1.6
①指導室（2.47㎡以上） のある施設数	10 100	10 100	54 100	25 100	5 100	35 100	16 100	4 100	30 100	189 100

表13「施設の主要室の有無」は、指導室面積・遊戯室・屋外遊戯室と設置基準である主要室（医務室・静養室・調理室・相談室・シャワー室・子ども用トイレなど）のセンターへの設置が100%でないという状況を、医療型センターからの回答も含まれるため（今回の調査では3.6%が医療型）の結果と考えても、検証が必要であろう。医療型との違いや聴覚に特化した場合など、様々な障害の受け入れを考えた場合の多様性等について、設置基準と施設整備との調整が求められる。

表14「指導室の部屋数」は、国の面積基準以上の指導室のある施設が189施設と95.9%あることは、各施設が独自により良い環境づくりに取り組んでいるためと評価できよう。指導室は3～5部屋が68.8%を占め、施設の定員状況（定員30～49名が67.5%）と同じである。定員以上の指導室（指導室の基準上の定員はおおむね10人とされている）があるかないかにより他の事業を実施できるかどうかにも影響する。地域の拠点機能のあり方にも関係することになるので、定員以上の指導室等の設置状況の検証は今後必要かもしれない。

10. 未契約児童を対象とした事業

表15 未契約児童を対象とした事業の実施状況

〈施設数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施した	5 50.0	10 83.3	35 62.5	10 40.0	3 60.0	21 60.0	14 87.5	5 100	20 60.6	123 62.4
実施しなかった	5 50.0	2 16.7	18 32.1	13 52.0	2 40.0	12 34.3	1 6.3		10 30.3	63 32.0
不明			3 5.4	2 8.0		2 5.7	1 6.3		3 9.1	11 5.6
実施施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表16 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況

〈施設数＝延べ・下段は％〉

事業内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 在宅児訪問指導等	1 20.0	2 20.0	7 20.0		1 33.3	4 19.0	3 21.4	4 80.0	6 30.0	28 22.8
2. 療育相談・発達診断等	1 20.0	6 60.0	22 62.9	5 50.0	3 100	11 52.4	10 71.4	4 80.0	17 85.0	79 64.2
3. 園内に療育グループ（集団での療育）の開設等	2 40.0	4 40.0	21 60.0	7 70.0	3 100	11 52.4	9 64.3	3 60.0	13 65.0	73 59.3
4. 保育所、幼稚園等への指導援助	1 20.0	5 50.0	19 54.3	5 50.0	3 100	7 33.3	11 78.6	4 80.0	14 70.0	69 56.1
5. 地域療育グループ・健診後のフォロー教室等への指導援助		8 80.0	11 31.4	6 60.0	3 100	6 28.6	10 71.4	3 60.0	6 30.0	53 43.1
6. 肢体不自由児等の訓練事業		1 10.0	9 25.7	1 10.0		3 14.3	2 14.3		1 5.0	17 13.8
7. その他		4 40.0	8 22.9			5 23.8	1 7.1		2 10.0	20 16.3
「実施した」施設数	5 100	10 100	35 100	10 100	3 100	21 100	14 100	5 100	20 100	123 100

表16-2 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔在宅訪問指導等〕

(施設数)

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%		
実施回数(回)	12	9	93	0	57	372	194	377	161	1,275			
対象実人員(人)	7	3	34	0	65	174	106	92	40	521			
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している	1	0	2	0	0	2	1	0	6	21.4		
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている	0	1	3	0	1	1	1	2	10	35.7		
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している	0	1	4	0	0	1	1	2	4	13	46.4	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3.6	
財	公費補助	あり	1	2	6	0	1	4	3	4	6	27	96.4
		なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3.6
源	利用者負担	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		無料	0	2	7	0	1	4	3	4	5	26	92.9
		不明	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	7.1
実施施設数	1	2	7	0	1	4	3	4	6	28	100		

表16-3 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔療育相談・発達診断等〕

(施設数)

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%		
実施回数(回)	10	479	10,965	1,207	376	2,224	1,734	1,398	4,731	23,124			
対象実人員(人)	26	244	3,324	894	330	1,397	1,205	268	2,005	9,693			
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している	0	1	4	0	0	3	2	0	6	16	20.3	
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている	0	1	7	1	1	1	2	2	2	16	20.3	
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している	1	4	9	3	1	7	6	1	7	39	49.4	
	不明	0	0	2	1	1	0	1	1	2	8	10.1	
財	公費補助	あり	1	3	13	2	2	8	8	4	12	53	67.1
		なし	0	3	6	2	1	2	2	0	3	19	24.1
		不明	0	0	3	1	0	1	0	0	2	7	8.9
源	利用者負担	有料	0	0	2	0	0	1	1	0	4	5.1	
		無料	1	6	18	4	3	10	8	4	14	68	86.1
		不明	0	1	2	1	0	0	1	0	3	8	10.1
実施施設数	1	6	22	5	3	11	10	4	17	79	100		

表16-4 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔園内に療育グループ(集団での療育)の開設等〕

(施設数)

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%		
実施回数(回)	34	300	3,916	2,013	566	1,001	1,344	86	3,816	13,076			
対象実人員(人)	27	365	6,956	2,583	481	1,814	1,190	107	1,181	14,704			
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している	0	0	5	2	0	1	2	0	3	13	17.8	
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている	1	3	7	1	2	4	1	1	3	23	31.5	
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している	1	1	8	3	1	6	4	1	7	32	43.8	
	不明	1	0	1	1	0	0	2	1	0	6	8.2	
財	公費補助	あり	0	2	10	3	2	5	9	3	8	42	57.5
		なし	2	1	5	2	1	5	0	0	4	20	27.4
		不明	0	1	6	2	0	1	0	0	1	11	15.1
源	利用者負担	有料	0	1	7	3	1	3	2	0	1	18	24.7
		無料	2	2	10	2	2	8	5	3	9	43	58.9
		不明	0	1	4	2	0	0	2	0	3	12	16.4
実施施設数	2	4	21	7	3	11	9	3	13	73	100		

表16-5 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔保育所、幼稚園等への指導援助〕

(施設数)

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%		
実施回数(回)	94	353	1,707	150	344	581	510	286	563	4,588			
対象実人員(人)	0	465	6,226	223	932	398	818	117	894	10,073			
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している	1	2	3	1	0	2	2	0	4	15	21.7	
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている	2	2	7	2	1	1	1	2	3	21	30.4	
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している	0	0	7	2	1	4	6	1	7	28	40.6	
	不明	0	1	2	0	1	0	2	1	0	7	10.1	
財	公費補助	あり	1	4	10	2	3	5	9	3	7	44	63.8
		なし	0	1	3	2	0	1	1	1	4	13	18.8
		不明	0	0	6	1	0	1	1	0	3	12	17.4
源	利用者負担	有料	0	0	3	1	0	0	0	1	5	7.2	
		無料	0	5	13	3	3	7	10	4	10	55	79.7
		不明	1	0	3	1	0	0	1	0	3	9	13.0
実施施設数	1	5	19	5	3	7	11	4	14	69	100		

表16-6 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔地域療育グループ・健診後のフォロー教室等への指導援助〕 (施設数)

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%		
実施回数(回)	0	280	415	261	68	253	323	63	156	1,819			
対象実人員(人)	0	1,045	1,440	698	619	1,210	3,032	75	478	8,597			
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している	0	2	0	0	1	1	0	0	5	9.4		
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている	0	3	5	3	1	1	2	2	19	35.8		
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している	0	4	3	3	1	3	6	0	23	43.4		
	不明	0	1	1	0	1	1	1	0	6	11.3		
財	公費補助	あり	0	2	7	2	2	3	8	3	5	32	60.4
		なし	0	5	3	3	1	2	1	0	0	15	28.3
		不明	0	1	1	1	0	1	1	0	1	6	11.3
源	利用者負担	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		無料	0	7	11	5	3	6	8	2	5	47	88.7
		不明	0	1	0	1	0	0	2	1	1	6	11.3
実施施設数	0	8	11	6	3	6	10	3	6	53	100		

表16-7 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔肢体不自由児等の訓練事業〕 (施設数)

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%		
実施回数(回)	0	12	7,661	211	0	762	220	0	2,718	11,584			
対象実人員(人)	0	7	374	37	0	673	21	0	334	1,446			
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している	0	0	6	0	0	1	0	0	1	8	47.1	
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	11.8	
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している	0	0	1	1	0	2	1	0	0	5	29.4	
	不明	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	11.8	
財	公費補助	あり	0	1	6	0	0	2	2	0	1	12	70.6
		なし	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5.9
		不明	0	0	3	0	0	1	0	0	0	4	23.5
源	利用者負担	有料	0	0	4	1	0	1	0	0	1	7	41.2
		無料	0	1	5	0	0	2	1	0	0	9	52.9
		不明	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5.9
実施施設数	0	1	9	1	0	3	2	0	1	17	100		

表16-8 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔その他〕 (施設数)

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%		
実施回数(回)	0	192	2,334	0	0	876	9	0	12	3,423			
対象実人員(人)	0	115	992	0	0	538	4	0	111	1,760			
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している	0	0	0	0	0	2	0	0	2	10.0		
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている	0	1	2	0	0	1	0	0	4	20.0		
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している	0	3	5	0	0	2	1	0	13	65.0		
	不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5.0		
財	公費補助	あり	0	2	3	0	0	1	1	0	1	8	40.0
		なし	0	2	5	0	0	4	0	0	1	12	60.0
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
源	利用者負担	有料	0	1	1	0	0	0	0	0	2	10.0	
		無料	0	3	7	0	0	4	1	0	2	17	85.0
		不明	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5.0	
実施施設数	0	4	8	0	0	5	1	0	2	20	100		

表15「未契約児童を対象とした事業」は、全施設の62.4%（197施設中123施設）が実施している。

表16「未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況」は、療育相談・発達診断等が64.2%、療育グループの実施が59.3%、保育所・幼稚園等への指導援助が56.1%、さらに、健診後のフォロー教室を43.1%が実施している。在宅児訪問や肢体不自由児の訓練などについては、地域や子どものニーズに合わせた支援が行われている。運営上の予算措置や人的資源の確保など、今後のセンター機能の中でこれらをどのように位置付け発展させていくのか、動向を見守りたい。

11. 障害児の処遇を協議する組織

表17 地域内の障害児の処遇を協議する組織の有無 (施設数・下段は%)

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
有	8	7	37	19	4	23	12	4	24	138
	80.0	58.3	66.1	76.0	80.0	65.7	75.0	80.0	72.7	70.1
無	2	4	18	6	1	11	3	1	8	54
	20.0	33.3	32.1	24.0	20.0	31.4	18.8	20.0	24.2	27.4
不明・無回答		1	1			1	1		1	5
		8.3	1.8			2.9	6.3		3.0	2.5
計	10	12	56	25	5	35	16	5	33	197
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表18 地域内の障害児の処遇を協議する組織〔位置づけ〕

〈施設数・下段は％〉

位置づけ	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
公 的 機 関	8 100	6 85.7	33 89.2	16 84.2	3 75.0	21 91.3	10 83.3	4 100	21 87.5	122 88.4
全くの私的機関							1 8.3			1 0.7
非公式であるが 公的機関も参加		1 14.3	2 5.4	3 15.8		2 8.7	1 8.3		2 8.3	11 8.0
不 明			2 5.4		1 25.0				1 4.2	4 2.9
計	8 100	7 100	37 100	19 100	4 100	23 100	12 100	4 100	24 100	138 100

表19 地域内の障害児の処遇を協議する組織〔設置年〕

〈施設数・下段は％〉

設置年	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
昭和51年以前 (-1976)		1 14.3	1 2.7	1 5.3		1 4.3				4 2.9
52年～56年 (1977-1981)	1 12.5					1 4.3			1 4.2	3 2.2
57年～61年 (1982-1986)			1 2.7			1 4.3			2 8.3	4 2.9
62年～平成3年 (1987-1991)			1 2.7							1 0.7
平成4年～平成8年 (1992-1996)	1 12.5			4 21.1		1 4.3				6 4.3
平成9年～平成13年 (1997-2001)				2 10.5		3 13.0			1 4.2	6 4.3
平成14年～平成18年 (2002-2006)	2 25.0	3 42.9	6 16.2	3 15.8		4 17.4	2 16.7	1 25.0	4 16.7	25 18.1
平成19年～平成23年 (2007-2011)			16 43.2	3 15.8	4 100	8 34.8	8 66.7	2 50.0	10 41.7	51 37.0
平成24年～ (2012-)	4 50.0	2 28.6	2 5.4	2 10.5		2 8.7		1 25.0		13 9.4
不明		1 14.3	10 27.0	4 21.1		2 8.7	2 16.7		6 25.0	25 18.1
計	8 100	7 100	37 100	19 100	4 100	23 100	12 100	4 100	24 100	138 100

表17「地域内の障害児の処遇を協議する組織の有無」は、70.1％が協議する組織があると回答している。地区別にみると、北海道、北陸、四国は80.0％が組織ありであったのに対し、東北では58.3％と地域差がみられた。

表18「組織の位置づけ」は、公的な機関が位置づけているものと非公式ながら公的機関も参加している組織を合わせて96.4％であった。公的機関を巻き込んだ組織作りが概ね達成できていると考えられるが、子どもの課題を地域で協議できる組織作りへの取り組みは今後も必要であろう。

表19「組織の設置年」では、平成14年以降に組織されたものが64.5％である。

表20 地域内の障害児の処遇を協議する組織〔構成員〕

〈施設数＝延べ〉

構成員	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
①児童発達支援センター・ 児童発達支援事業	8 100	6 85.7	32 86.5	18 94.7	4 100	22 95.7	9 75.0	4 100	23 95.8	126 91.3
②児童相談所	3 37.5	1 14.3	17 45.9	14 73.7	1 25.0	11 47.8	6 50.0	3 75.0	11 45.8	67 48.6
③保健所	2 25.0	3 42.9	18 48.6	10 52.6	2 50.0	17 73.9	7 58.3	2 50.0	10 41.7	71 51.4
④福祉事務所	1 12.5	4 57.1	16 43.2	9 47.4		8 34.8	6 50.0	3 75.0	7 29.2	54 39.1
⑤市区町村 (福祉課, 保健課等)	6 75.0	5 71.4	30 81.1	17 89.5	4 100	18 78.3	10 83.3	4 100	16 66.7	110 79.7
⑥教育委員会	5 62.5	2 28.6	24 64.9	12 63.2	3 75.0	11 47.8	9 75.0	4 100	9 37.5	79 57.2
⑦医療機関 (病院, 医院, 医師)	7 87.5	2 28.6	18 48.6	9 47.4		5 21.7	5 41.7	2 50.0	8 33.3	56 40.6
⑧幼稚園, 保育所	5 62.5	3 42.9	20 54.1	13 68.4	2 50.0	13 56.5	3 25.0	2 50.0	11 45.8	72 52.2
⑨学校 (特別支援学校含む)	5 62.5	2 28.6	24 64.9	10 52.6	3 75.0	14 60.9	10 83.3	2 50.0	10 41.7	80 58.0
⑩親の会, 障害者の 当事者団体	1 12.5	1 14.3	16 43.2	3 15.8	2 50.0	7 30.4	7 58.3		9 37.5	46 33.3
⑪その他	3 37.5		12 32.4	7 36.8	2 50.0	12 52.2	2 16.7		6 25.0	44 31.9
組織のある施設	8 100	7 100	37 100	19 100	4 100	23 100	12 100	4 100	24 100	138 100

表20「組織の構成員」は、児童発達支援センターや事業所の職員と市区町村の担当課が中心をなし、様々な機関で構成されている。様々な機関が構成員となる認識が共有され、チームとして支援を考え実行できる組織の充実を期待する。また、それに伴う対応方法の実践的積み重ねや制度や施策につなげる役割を担っていく仕組みが求められる。

12. 併行通園の状況

表21 保育所在籍児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	19	46	212	102	20	223	52	32	161	867
施設数	4	6	26	5	3	8	6	4	25	87

表22 幼稚園在籍児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	8	44	281	27	2	135	44	29	72	642
施設数	3	5	29	6	1	9	6	4	17	80

表23 認定こども園の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	0	8	4	5	1	3	1	0	3	25
施設数	0	2	2	2	1	1	1	0	3	12

表24 児童発達支援事業所 利用児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	43	11	162	42	4	97	16	8	45	428
施設数	6	2	18	6	2	14	4	2	11	65

表25 病院・医療機関入院児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	5	0	0	1	0	33	2	0	4	45
施設数	2	0	0	1	0	1	2	0	2	8

表26 他の児童発達支援センターの通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	18	20	83	47	6	53	29	7	42	305
施設数	0	2	5	1	2	1	1	1	4	17

表27 その他機関在籍児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	2	4	6	4	1	17	1	0	14	49
施設数	1	2	6	2	1	4	2	0	3	21

表21「保育所在籍児童の通園」をみると、87施設867人（23年度85施設602人、22年度81施設673人）と利用者の増加がみられる。地区ごとにばらつきがあるが、近畿・関東・九州・東海の順で利用が多くなっている。

表22「幼稚園在籍児童の通園」をみても、保育所との併行通園とほぼ同じ傾向があり、80施設642人と昨年調査に比して人数が増えている（23年度583人、22年度481人）。幼稚園も地区ごとにばらつきがみられ、関東・近畿の順となっている。

表23「認定こども園の通園」については、併行通園は全国的に少ない。

表24「児童発達支援事業所利用児童の通園」は65施設428人。関東では162人が利用している。

表25「病院・医療機関入院児童の通園」は、8施設45人となっていて、近畿に集中している。この傾向についても地域性と関係があるのか検証が必要であろう。

表26「他の児童発達支援センターの通園」は、関東・近畿の利用者は他県に比べて多い。児童発達支援センターと事業所の2か所の利用やセンターとセンターの併行など、地域性や市町村の支給決定のあり方と関係しているのか検証していくことが必要である。

13. 加算・減算の状況

表28 加算の状況

〈施設数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
児童発達支援管理責任者専任加算	5 50.0	8 66.7	41 73.2	19 76.0	2 40.0	27 77.1	12 75.0	5 100	27 81.8	146 74.1
福祉専門職員配置等加算	5 50.0	7 58.3	44 78.6	18 72.0	5 100	32 91.4	15 93.8	4 80.0	30 90.9	160 81.2
指導員加配加算	2 20.0		4 7.1	1 4.0		2 5.7	2 12.5		3 9.1	14 7.1
栄養士配置加算	4 40.0	6 50.0	34 60.7	17 68.0		22 62.9	11 68.8	4 80.0	23 69.7	121 61.4
福祉・介護職員処遇改善加算	3 30.0	5 41.7	20 35.7	5 20.0	1 20.0	12 34.3	10 62.5	4 80.0	19 57.6	79 40.1
人工内耳装用児支援加算			1 1.8			1 2.9	1 6.3			3 1.5
家庭連携加算	3 30.0	1 8.3	7 12.5	5 20.0		7 20.0	8 50.0	1 20.0	6 18.2	38 19.3
訪問支援特別加算	2 20.0	1 8.3	1 1.8			2 5.7	1 6.3		2 6.1	9 4.6
食事提供加算	10 100	10 83.3	46 82.1	20 80.0	3 60.0	24 68.6	15 93.8	5 100	29 87.9	162 82.2
利用者負担上限額管理加算	7 70.0	5 41.7	28 50.0	16 64.0	4 80.0	15 42.9	10 62.5	2 40.0	21 63.6	108 54.8
欠席時対応加算	7 70.0	6 50.0	36 64.3	16 64.0	1 20.0	12 34.3	13 81.3	4 80.0	27 81.8	122 61.9
医療連携体制加算	1 10.0		2 3.6	1 4.0	1 20.0	1 2.9				6 3.0
特別支援加算	4 40.0	1 8.3	20 35.7	7 28.0	1 20.0	7 20.0	8 50.0		9 27.3	57 28.9
延長支援加算		1 8.3	2 3.6	1 4.0	1 20.0		3 18.8	1 20.0	2 6.1	11 5.6
送迎加算			3 5.4	1 4.0					3 9.1	7 3.6
実施施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表29 加算の請求人数

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人工内耳装用児支援加算	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3
家庭連携加算	5	1	18	33	0	33	4	1	22	117
訪問支援特別加算	2	1	1	0	0	2	1	0	2	9
食事提供加算	252	1,451	2,280	634	35	1,116	2,337	918	1,901	10,924
利用者負担上限額管理加算	16	20	207	104	7	73	17	10	79	533
欠席時対応加算	55	147	1,040	327	0	234	250	109	845	3,007
医療連携体制加算	1	0	2	4	2	2	0	0	0	11
特別支援加算	100	1	753	166	26	124	179	0	230	1,579
延長支援加算	0	8	2	0	21	0	56	3	3	93
送迎加算	0	0	53	4	0	0	0	0	52	109
計	431	1,629	4,357	1,272	91	1,585	2,845	1,041	3,134	16,385

表30 平成24年度の減算の状況

〈施設数・下段は%〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
開所時間減算			1 1.8			1 2.9			2 6.1	4 2.0
利用者の数が利用定員を超える場合			1 1.8	1 4.0						2 1.0
通所支援計画が作成されない場合			3 5.4				1 6.3		1 3.0	5 2.5
指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合			2 3.6			1 2.9				3 1.5
指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合			2 3.6							2 1.0
実施施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表28「加算の状況」については、新制度となり、様々な加算が設定されている。食事提供加算・福祉専門職員配置等加算は80%以上の事業所で算定されている。児童発達支援管理責任者専任加算は74.1%であり、兼務の事業所が26%程度ある。指導員加配加算は7.1%、人工内耳加算、医療連携加算・延長支援加算・送迎加算など施設の職員体制の充実に対する加算体制になっているところは少なく、センターにおける三障害の受け入れ体制や保護者の就労支援への今後の動向に注目していく必要がある。

表29「加算請求人数」についても食事提供加算（10,924人）が最も多い。次いで欠席時対応加算（3,007人）特別支援加算（1,579人）と続いている。

表30「減算状況」については、開所時間減算と通所支援計画の未作成によるものが主である。

Ⅱ 児童の状況

1. 児童の年齢別状況

表31 在籍児及び併行通園児の状況

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	
0歳	人数	0	1	11	0	0	4	0	0	2	18	0.2
	内併行通園児	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.1
1歳	人数	8	4	36	10	0	55	1	2	54	170	1.9
	内併行通園児	0	0	2	3	0	9	0	0	2	16	1.1
2歳	人数	30	37	233	117	27	204	34	13	221	916	10.3
	内併行通園児	5	2	16	14	0	23	0	1	25	86	6.1
3歳	人数	103	82	701	355	57	606	175	54	372	2,505	28.1
	内併行通園児	16	5	98	17	6	98	27	4	49	320	22.6
4歳	人数	122	131	777	239	69	558	247	73	425	2,641	29.6
	内併行通園児	11	19	199	18	11	144	37	12	57	508	35.9
5歳	人数	124	151	760	209	51	346	217	69	389	2,316	26.0
	内併行通園児	22	25	179	21	8	93	24	21	52	445	31.4
6歳 (就学前)	人数	6	20	52	13	0	61	22	9	60	243	2.7
	内併行通園児	0	7	13	0	0	10	2	0	7	39	2.8
小学生	人数	0	0	31	0	0	0	0	0	2	33	0.4
	内併行通園児	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.1
中学生	人数	0	0	13	0	0		0	0	0	13	0.1
	内併行通園児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生	人数	0	0	16	0	0	31	0	0		47	0.5
	内併行通園児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答		1	0	11	0	0	0	0	0	1	13	0.1
合計	人数	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100
	内併行通園児	54	58	507	73	25	378	90	38	194	1,417	100

表31「在籍児及び併行通園児の状況」をみると、「就学前の幼児のみ」の施設は98.8%、年齢では3歳児・4歳児・5歳児が83.7%（23年度83.5%）となり、これに2歳児を加えると94.0%（23年度92.7%）を占める。3歳未満の利用も地域により違いはあるものの大きな変化はみられない。併行通園児は全体で15.9%（23年度14.6%）である。一方、少数ではあるが、小学生・中学生・高校生の在籍もある。

2. 在籍児の在園期間

表32 在籍児の在園期間

(人)

在園期間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
6ヶ月未満	76	52	330	100	27	210	87	6	282	1,170
	19.3	12.2	12.5	10.6	13.2	11.3	12.5	2.7	18.5	13.1
6ヶ月～1年未満	92	106	863	354	68	588	187	80	444	2,782
	23.4	24.9	32.7	37.5	33.3	31.5	26.9	36.4	29.1	31.2
1年～2年未満	144	137	778	286	60	530	208	67	459	2,669
	36.5	32.2	29.5	30.3	29.4	28.4	29.9	30.5	30.1	29.9
2年～3年未満	56	96	520	169	42	298	177	53	231	1,642
	14.2	22.5	19.7	17.9	20.6	16.0	25.4	24.1	15.1	18.4
3年以上	26	35	141	34	7	68	35	14	103	463
	6.6	8.2	5.3	3.6	3.4	3.6	5.0	6.4	6.7	5.2
不明			9			171	2		7	189
			0.3			9.2	0.3		0.5	2.1
計	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表32「在園期間」について、「6ヶ月～2年未満」は61.1%（23年度62.3%、22年度64.1%）これに「3年未満」を加えると79.6%（23年度78.3%、22年度81.7%）と在園期間はほぼ横ばいで大きな変化はみられない。

3. 入退園の状況

表33 月別入退園児数

(人)

	入退園	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
24年	入園	128	96	881	455	53	871	228	81	493	3,286	71.2
	退園	16	0	3	2	1	1	0	0	39	62	1.5
4月	入園	6	2	47	11	1	37	9	1	62	176	3.8
	退園	1	3	17	4	0	6	2	1	16	50	1.2
5月	入園	4	5	43	14	3	47	10	1	37	164	3.6
	退園	4	0	10	6	7	10	3	0	12	52	1.3
6月	入園	20	8	43	13	10	32	7	0	35	168	3.6
	退園	2	0	9	1	1	9	3	1	3	29	0.7
7月	入園	4	9	37	7	4	14	4	0	21	100	2.2
	退園	1	2	18	1	1	5	1	0	15	44	1.1
8月	入園	1	5	53	8	5	33	15	0	53	173	3.7
	退園	1	1	14	7	1	8	2	5	10	49	1.2
9月	入園	4	7	58	16	8	29	11	5	31	169	3.7
	退園	2	1	17	6	0	5	5	0	16	52	1.3
10月	入園	0	13	32	12	1	15	6	0	26	105	2.3
	退園	3	4	16	3	1	3	3	0	6	39	1.0
11月	入園	1	13	27	7	0	9	2	1	26	86	1.9
	退園	1	2	17	5	3	5	3	0	9	45	1.1
12月	入園	1	5	38	15	0	6	6	3	18	92	2.0
	退園	0	0	8	5	1	4	0	1	5	24	0.6
25年	入園	1	10	13	4	1	2	2	2	7	42	0.9
	退園	1	2	5	4	1	1	1	1	6	22	0.5
1月	入園	0	5	14	3	0	1	25	1	4	53	1.1
	退園	113	160	1,006	427	65	766	304	97	601	3,539	88.1
3月	入園	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	退園	0	0	2	1	1	5	0	0	0	9	0.2
不明	入園	170	178	1,287	565	86	1,096	325	95	813	4,615	100
	退園	145	175	1,142	472	83	828	327	106	738	4,016	100

表33「月別入退園児数」をみると、4月の入園は71.2%（23年度72.0%、22年度74.2%）、3月の退園が88.1%（23年度84.6%、22年度79.2%）で、年度を単位とした通過型施設であることがうかがえる。また22年度同様5月～11月の間に1～4%程度の途中入園がみられ、年度末に向かって定員を充足していく様子がうかがえる。

表34 新入園児の入園時における年齢構成と就学児童数

〈人〉

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
就学前幼児	0歳	0	2	9	3	0	3	0	0	2	19	0.4
	1歳	7	4	38	9	0	69	1	2	81	211	4.6
	2歳	21	37	197	148	24	226	29	10	213	905	19.6
	3歳	76	41	572	280	38	506	151	52	290	2,006	43.5
	4歳	52	46	320	59	18	204	114	22	149	984	21.3
	5歳	14	14	102	39	6	72	28	9	56	340	7.4
	6歳	0	2	7	0	0	4	2	0	8	23	0.5
	計	170	146	1,245	538	86	1,084	325	95	799	4,488	97.2
学齢児及び義務教育修了児	6歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7歳～15歳	0	0	24	0	0	6	0	0	0	30	0.7
	16歳～18歳	0	0	3	0	0	3	0	0	0	6	0.1
	計	0	0	27	0	0	9	0	0	0	36	0.8
	不明	0	32	15	27	0	3	0	0	14	91	2.0
合計	170	178	1,287	565	86	1,096	325	95	813	4,615	100	

表35 在籍児の入園前の状況

〈人〉

入園前の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 在宅のままで、特に指導を受けていなかった	61	141	618	66	36	309	131	7	348	1,717
	15.5	33.1	23.4	7.0	17.6	16.6	18.8	3.2	22.8	19.3
2. 児童相談所で継続的な指導を受けていた		14	22	5		80			42	163
		3.3	0.8	0.5		4.3			2.8	1.8
3. 保健所で継続的な指導を受けていた	9	11	43	35	17	190	4	11	43	363
	2.3	2.6	1.6	3.7	8.3	10.2	0.6	5.0	2.8	4.1
4. 医療機関(病院等)で継続的な指導を受けていた	56	22	238	45	16	64	51	1	194	687
	14.2	5.2	9.0	4.8	7.8	3.4	7.3	0.5	12.7	7.7
5. 児童デイサービス等で継続的な指導を受けていた	80	109	220	73	0	187	158		76	903
	20.3	25.6	8.3	7.7	0	10.0	22.7		5.0	10.1
6. 現在の通園施設で継続的な指導を受けていた(未契約)	5	26	595	309	27	181	103	60	76	1,382
	1.3	6.1	22.5	32.8	13.2	9.7	14.8	27.3	5.0	15.5
7. 保育所、幼稚園に通っていた	39	61	329	92	58	199	101	66	251	1,196
	9.9	14.3	12.5	9.8	28.4	10.7	14.5	30.0	16.4	13.4
8. 学校に通っていた	1		60		1	26	8		2	98
	0.3		2.3		0.5	1.4	1.1		0.1	1.1
9. 他の児童福祉施設に措置されていた	8	4	29	14	3	72	7	1	52	190
	2.0	0.9	1.1	1.5	1.5	3.9	1.0	0.5	3.4	2.1
10. その他	88	26	445	250	27	318	133	60	400	1,747
	22.3	6.1	16.8	26.5	13.2	17.1	19.1	27.3	26.2	19.6
在籍児童数	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表34「新入園児の入園時における年齢構成」をみると、3歳が一番多く、次いで4歳、2歳と続き、これらを合わせると84.4%（23年度84.8%、22年度84.9%）を占める。通園施設は3歳児を中心に2歳から4歳が多いのは例年同様変わらない。またわずかであるが1歳児の入園、就学直前6歳児での入園もみられる。

表35「在籍児の入園前の状況」をみると、「在宅のままで、特に指導を受けていなかった」が1,717人・19.3%（23年度1,417人・16.8%、22年度1,223人・14.7%）、「児童デイサービス等で継続的な指導を受けていた」が903人・10.1%、「現在の通園での継続的指導・未契約」が1,382人・15.5%（23年度1,775人・

21.1%、22年度1,776人・21.3%）と年度により増減に差があるもののほぼ同程度の割合を占めている。在宅のままの子どもたちへの支援も課題となる。「保育園・幼稚園に通っていた」が1,196人・13.4%である。

表36 退園した児童の退園理由

〈人〉

退園理由	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
A. 就学	110	144	710	200	49	347	221	73	391	2,245	55.9
B. 就園	22	20	354	242	33	297	50	30	172	1,220	30.4
C. 他施設へ	8	7	45	17	0	141	46	2	122	388	9.7
D. 長期入院	0	0	0	1	0	0	1	0	2	4	0.1
E. 在宅	0	0	7	1	0	2	2	0	21	33	0.8
F. 死亡	0	0	0	4	1	1	0	0	0	6	0.1
G. その他	5	4	26	7	0	36	5	1	23	107	2.7
不明・無回答	0	0	0	0	0	4	2	0	7	13	0.3
合計	145	175	1,142	472	83	828	327	106	738	4,016	100

表37 退園後の進路先(就学、就園、他施設)内訳

〈人〉

退園後の進路先		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	
就学	特別支援学校(知的)	小学部	51	81	360	92	28	146	110	34	188	1,090	28.3
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	特別支援学校(肢体)	小学部	3	8	47	33	4	7	9	0	39	150	3.9
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別支援学校(盲・聾)	小学部	0	0	26	1	2	0	0	0	1	30	0.8
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別支援学級	小学校	43	51	223	63	13	131	95	38	143	800	20.8
		中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通常学級		小学校	13	4	52	11	2	62	7	1	20	172	4.5
	中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不明		0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.1	
就園	保育所	2	7	125	122	20	117	22	11	54	480	12.5	
	幼稚園	18	12	214	85	11	180	25	19	105	669	17.4	
	認定こども園	0	1	9	16	1	0	3	0	0	30	0.8	
	特別支援学校 幼稚部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
	特別支援学校(盲・聾)幼稚部	1	0	3	17	0	0	0	0	6	27	0.7	
	不明	1	0	3	2	1	0	0	0	6	13	0.3	
他施設	他の児童発達支援センター等	7	4	34	5	0	122	10	1	111	294	7.6	
	入所型施設へ	0	1	5	2	0	0	1	1	4	14	0.4	
	通所型施設へ	1	2	6	10	0	19	35	0	5	78	2.0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.1	
合計	140	171	1,109	459	82	785	317	105	685	3,853	100		

表36「退園した児童の退園理由」をみると、「就学」・「就園」で86.3%（23年度86.4%、22年度89.5%）を占める。「就園」については30.4%（23年度31.6%、22年度33.4%）となっているが、例年同様に通園

施設が療育効果を上げ、3割の子どもたちを次のステージにつなげる通過施設としての役割を担っている様子がうかがえる。

表37「退園後の進路先」では、全国的には22年度と大きな差異はみられない。「特別支援学校（知的）への就学」と「特別支援学級への就学」は49.1%（23年度49.5%、22年度50.0%）、「幼稚園・保育所の就園」は29.8%（23年度32.8%、22年度34.1%）と例年と大きく変わらない状況となっている。また、認定こども園への進路も30人・0.8%いるが、今後の状況を注視する必要がある。「特別支援学校（肢体）への就学」が3.9%（23年度132人・3.5%、22年度109人・2.8%）となっているが、三障害一元化による今後の状況に注目していきたい。

4. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況

表38 療育手帳の所持児童数 〈人数・下段は%〉

程度区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
A（最重度・重度）	104	87	428	224	24	257	90	46	245	1,505	16.9
B（中度・軽度）	179	141	1,129	352	72	877	306	66	630	3,752	42.1
未所持	93	143	939	339	108	697	295	108	602	3,324	37.3
不明	18	55	145	28	0	34	5	0	49	334	3.7
合計	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100

表39 身体障害者手帳の所持児童数 〈人数・下段は%〉

程度区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1級	22	49	128	85	14	80	56	4	109	547	6.1
2級	13	14	48	28	6	22	14	1	43	189	2.1
3級	1	2	33	25	0	12	9	0	19	101	1.1
4級	0	2	17	0	1	12	3	0	8	43	0.5
5級	0	0	7	2	0	2	3	0	0	14	0.2
6級	2	2	10	4	0	3	2	0	10	33	0.4
未所持	197	294	1,724	539	128	1,187	538	171	996	5,774	64.8
不明	159	63	674	260	55	547	71	44	341	2,214	24.8
合計	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100

表40 精神障害者保健福祉手帳の所持児童数 〈人数・下段は%〉

程度区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1級	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0.1
2級	0	0	2	2	0	2	1	0	0	7	0.1
3級	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0.1
未所持	217	339	1,814	544	136	1,124	617	175	1,011	5,977	67.0
不明	177	87	825	397	68	735	78	45	515	2,927	32.8
合計	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100

表38「療育手帳の所持状況」から療育手帳の所持状況を見ると、未所持は3,324人・37.3%（23年度2,530人・30.1%、22年度2,364人・28.3%）と増加している。

今年度は非該当の調査を実施しなかったが、23年度までの状況としては「療育手帳未所持児童数」の

未所持者のうち「非該当」が23年度418人・14.6%、22年度276人・10.3%、21年度287人・11.8%となっている。低年齢化や知的な問題より行動面、社会性などに課題のある子どもたちの利用によるものとの関連についても検討が必要である。

表39「身体障害者手帳所持児童」をみると、927人・10.4%が所持している。未所持者は5,774人・64.8%である。今年度は未申請者及び「非該当」の詳細の調査は行っていない。23年度までの状況は「未申請」は289人（22年度204人、21年度217人）となっている。「非該当」は23年度4,775人、22年度4,865人、21年度4,436人となっている。

表40 精神障害者保健福祉手帳の所持については今年度より追加した調査項目である。不明回答は3割、未所持も67.0%であった。ごく少数ではあるが所持児もいるため、今後の推移にも注目したい。

今回「療育手帳と身体障害者手帳の両方を合わせ持つ児童数」の調査は行わなかったが、23年度は583人・6.9%、22年度586人・7.0%、21年度566人・7.3%となっている。知的障害児通園施設で身体障害者手帳所持者を受け入れている状況は例年と変わらない。今後の経過を見守る必要がある。

5. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況

表41 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況 〈人〉

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
知的障害	主たる障害	271	281	2,011	569	174	1,284	460	132	888	6,070	68.1
発達障害※	主たる障害	78	74	308	166	20	303	165	45	462	1,621	18.2
肢体不自由	主たる障害	18	13	76	43	6	39	21	3	65	284	3.2
聴覚障害	主たる障害	0	2	5	4	0	11	3	1	17	43	0.5
重症心身障害	主たる障害	8	23	73	58	4	41	24	0	59	290	3.3
その他障害	主たる障害	19	6	70	19	0	46	17	0	29	206	2.3
不明・無回答	主たる障害	0	27	98	84	0	141	6	39	6	401	4.5
合計	主たる障害	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100

※発達障害……広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害とする。

表41「利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況」をみると、主たる障害が「知的障害」が68.1%（23年度・52.3%）、「発達障害」が18.2%（23年度・33.5%）となっており、この2つで86.3%（23年度・85.8%）を占めている。また「肢体不自由」が3.2%（23年度3.1%）、「重症心身障害」が3.3%（23年度・2.2%）と増加傾向にある。北海道・四国地区に関しては発達障害の割合が多く、他地区も相当数の発達障害が在籍している。「肢体不自由」に関しては現在各地区とも数%の利用にとどまっているが、三障害の一元化に向けて在籍児童の障害状況については今後の動向をみていきたい。

6. 重複障害・合併障害の状況

表42 合併症の状況

〈人=延べ〉

障害名		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	
内部障害	①循環器系(心疾患など)	5	13	71	6	5	41	9	2	35	187	2.1	
	循環器系	②人工呼吸器(口鼻マスクによる人工呼吸含む)	0	1	2	1	0	5	0	0	0	9	0.1
		③気管切開	0	2	14	6	2	11	1	0	8	44	0.5
		④鼻咽喉頭エアウェイ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
		⑤ネプライザー使用	0	2	1	2	0	6	1	1	6	19	0.2
		⑥酸素使用	0	2	8	2	1	6	1	0	11	31	0.3
		⑦痰などの吸引	1	5	30	13	2	17	4	0	17	89	1.0
		消化器系	⑧経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)	3	6	34	17	3	25	5	0	15	108
	⑨誤嚥が多い		1	7	21	23	3	5	3	0	3	66	0.7
	⑩泌尿器系(導尿など)	2	5	6	2	0	4	0	0	0	5	24	0.3
	⑪中心静脈栄養	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
てんかん	①発作があり緊急対応など生活に支障あり	6	10	28	36	2	22	11	3	29	147	1.6	
	②発作はあるが生活におおむね支障なし	12	25	95	43	11	63	44	8	87	388	4.4	
	③発作はない	11	52	83	83	1	15	10	0	80	335	3.8	
視覚障害(眼鏡等での矯正可能除く)	①斜視・弱視等	5	13	43	37	3	37	7	6	54	205	2.3	
	②光覚のみ・盲等	0	2	19	8	0	3	2	0	6	40	0.4	
聴覚障害	補聴器等装用	2	8	37	13	3	14	5	1	18	101	1.1	
在籍児童数		394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100	

表42-2 重複障害・合併症をもつ児童の割合

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
重複障害・合併障害をもつ児童の実数	15	49	152	100	19	135	54	8	182	714	8.0
在籍児童数	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100

表42「合併症の状況」をみると、てんかんの合併が「発作はない」も含め9.8%（23年度643人・7.6%、22年度605人・7.3%）。視覚障害・聴覚障害・内部障害など様々な合併症が少数ながらある。これらの状況に合わせた施設の受け入れ状況や療育状況などにも関心をむけていきたい。「肢体不自由、運動発達障害（脳性麻痺含む）」の調査は今年度行われなかったが、23年度は701人・8.3%、22年度699人・8.4%、21年度689人・8.9%）となっている。

表42-2「重複障害・合併症を持つ児童の割合」は、714人・8.0%（23年度1,348人・16.0%、22年度1,422人・17.1%）となっている。

表43 聴覚障害の児童について

〈人〉

障害名	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
①新生児聴覚スクリーニングで発見された聴覚障害児	1	0	15	6	1	5	3	0	9	40	62.5
②人工内耳を使用している聴覚障害児	1	2	2	6	0	1	2	0	3	17	26.6
③聴覚障害児のうち視覚障害を伴う子ども	0	1	0	1	1	2	1	0	1	7	10.9
聴覚障害児童数	2	3	17	13	2	8	6	0	13	64	100

表44 聴力検査・補聴器調整について

〈人〉

所在	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
①施設で言語聴覚士が行う	0	0	5	1	0	2	0	0	2	10	15.6
②医療機関等	1	2	5	7	1	4	4	0	8	32	50.0
③聴覚特別支援学校	0	1	7	1	1	2	0	0	2	14	21.9
④その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3.1
⑤不明	1	0	0	4	0	0	1	0	0	6	9.4
聴覚障害児童数	2	3	17	13	2	8	6	0	13	64	100

表43「聴覚障害の児童」は64人。新生児聴覚スクリーニングでの発見が62.5%で、早期発見で対応されている状況がうかがえる。

表44「聴力検査や補聴器調整」については、施設で言語聴覚士が行っている割合が15.6%。医療機関や聴覚特別支援学校で行っている割合が71.9%となっている。

7. 介助度

表45 介助度

〈人・下段は%〉

介助度	食事	排泄	着脱衣	移動	言語	自己統制	対人関係
1	543	2,139	538	233	795	1,195	244
	6.1	24.0	6.0	2.6	8.9	13.4	2.7
2	477	2,589	1,706	370	1,251	2,190	1,574
	5.4	29.0	19.1	4.2	14.0	24.6	17.7
3	3,268	1,428	2,466	184	2,078	2,433	2,234
	36.7	16.0	27.7	2.1	23.3	27.3	25.1
4	3,120	1,680	2,418	786	2,299	1,753	3,271
	35.0	18.8	27.1	8.8	25.8	19.7	36.7
5	1,125	813	1,506	7,019	2,206	1,022	1,315
	12.6	9.1	16.9	78.7	24.7	11.5	14.8
不明	382	266	281	323	286	322	277
	4.3	3.0	3.2	3.6	3.2	3.6	3.1
計	8,915	8,915	8,915	8,915	8,915	8,915	8,915
	100	100	100	100	100	100	100

表45「介助度」は、子どもを育てる中での困り感と、どのような療育支援が求められているのかが見える、指標となるものである。結果としては例年同様な傾向にあるといえよう。ほとどの項目においても「介助度」3・4が高くなっており、特に「排泄」については「介助度」1・2が多くなって

る。また「自己統制」では「介助度」2・3が多く、自己統制力の弱い子どもが多いことがうかがえる。「言語」では、介助度3・4・5にそれぞれ2割程度の分散がみられ、コミュニケーションに関する支援とアプローチへの専門性が求められる。さらに、子どもの状況に合わせた個別的な発達課題をしっかりと見立てたうえでの支援がより求められる。子どもの活動の中心である遊びや生活の中に遊びを通して子どもの成長・発達を評価し、これからの通園施設機能において地域での子育て支援を図ることと、子どもの発達支援と親の育児支援に対する工夫と援助技術が求められている。

Ⅲ 職員及びクラス編成

1. 職員の数と構成

表47 職員の数と構成

〈人〉

職種	週30時間以上	週20時間以上 30時間未満	その他	計
1. 管理者	181	3	4	188
2. 児童発達支援管理責任者	168	3	0	171
3. 保育士	1,563	270	105	1,938
4. 児童指導員	603	62	21	686
5. 指導員	27	8	14	49
6. 作業療法士	51	3	36	90
7. 言語聴覚士	59	10	51	120
8. 理学療法士	35	4	28	67
9. 医師	11	1	149	161
10. 看護師・保健師	76	24	26	126
11. 心理士	55	17	38	110
12. ケースワーカー・相談員	34	1	5	40
13. 栄養士	99	12	18	129
14. 調理員	151	105	45	301
15. 送迎運転手	98	57	79	234
16. 事務員	159	24	14	197
17. その他の職種	41	30	43	114
計	3,230	631	672	4,533

8. 発達遅滞の原因となる疾患の状況

表46 発達遅滞の原因となる疾患について

〈人〉

疾患名		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
異常 染色体	①ダウン症	31	44	248	69	14	161	48	20	141	776	8.7
	②猫なき症候群	2	1	1	1	0	1	0	1	3	10	0.1
	③その他の染色体異常	10	5	55	17	3	29	10	7	33	169	1.9
	④コルネリア・デ・ランゲ症候群	0	0	2	0	0	0	1	0	1	4	0
	⑤脳炎・髄膜炎後遺症	3	5	8	9	0	12	2	1	8	48	0.5
	⑥水頭症	2	1	13	6	1	7	8	0	13	51	0.6
	⑦小頭症	0	5	1	5	1	4	2	0	6	24	0.3
	⑧結節性硬化症	0	1	5	4	1	1	1	0	1	14	0.2
	⑨レット症候群	0	0	3	1	1	0	2	0	2	9	0.1
	⑩筋ジストロフィー（福山型）	0	1	4	3	0	7	1	0	0	16	0.2
	⑪その他	67	22	229	178	30	133	85	1	183	928	10.4
	⑫原因について明確な診断のないもの	130	221	1,007	228	107	683	176	148	505	3,205	36.0
在籍児童数	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100	

表46「発達遅滞の原因となる疾患の状況」をみると、22年度から大きな変化はみられない。「明確な診断のないもの」は3,205人・36.0%（23年度3,047人・36.2%、22年度2,873人・34.4%）となっている。年度により増減に差がみられるものの増加傾向にあり、染色体異常が中心ではあるが、様々な疾患があることがうかがえる。

表47-2 管理者の職種

職種名	人数	%
2. 児童発達支援管理責任者	17	9.0
3. 保育士	24	12.8
4. 児童指導員	12	6.4
5. 指導員	0	0
6. 作業療法士	1	0.5
7. 言語聴覚士	2	1.1
8. 理学療法士	0	0
9. 医師	14	7.4
10. 看護師・保健師	1	0.5
11. 心理士	1	0.5
その他	19	10.1
無回答	97	51.6
計	188	100

表47-3 児童発達責任者の専任・兼任

	人数	%
①専任	87	50.9
②兼任	53	31.0
不明・無回答	31	18.1
計	171	100

表47「職員の数と構成」では全体で4,533人（23年度4,713人，22年度4,773人），そのうち週30時間以上の勤務者は，71.3%（23年度71.9%，22年度73.1%）となっている。常勤職員は年々僅かながら減少しており，子どもの支援や施設の運営に影響していないかの検証も課題である。

また，通園施設に医療的ハビリテーションの必要性和障害にかかわる専門性が求められている時に，生活全体を見渡すことのできる保育士や発達を促す専門職の確保は，子どもの育ちや情緒の安定・保育の質にも影響する重要な課題といえよう。

表47-2「管理者の職種」は，様々であるが，保育士24人・12.8%おり，現場からの登用もうかがえるが，未回答が51.6%あり，実態がつかめているとは言い難い。

表47-3「児童発達責任者の専任・兼務」については，87人・50.9%が専任である。施設運営上のこともあるが今後の推移を見守りたい。

児童と直接処遇職員の比率

表48 認可定員との比率

児：職	1：1	2：1	3：1	4：1	5：1	6：1	7：1	7.5：1	不明	合計
施設数	0	46	101	39	5	4	0	0	2	197
%	0	23.4	51.3	19.8	2.5	2.0	0	0	1.0	100

表48-2 在籍児数との比率

児：職	1：1	2：1	3：1	4：1	5：1	6：1	7：1	7.5：1	不明	合計
施設数	3	34	79	49	18	1	3	8	2	197
%	1.5	17.3	40.1	24.9	9.1	0.5	1.5	4.1	1.0	100

表48「認可定員に対する直接処遇職員の比率」をみると，3：1の配置を行っている施設が51.3%（23年度50.3%，22年度56.5%）とやや増加し，4：1の施設が19.8%（23年度25.4%，22年度27.0%）と減少している。また2：1の職員配置を行っている施設は，23.4%（23年度15.7%，22年度10.0%）と増加傾向にある。

表48-2「在籍児数に対する直接処遇職員の比率」は最低基準4：1以上の配置をしていた施設が83.8%（23年度83.8%，22年度86.0%）となっている。最低基準4：1の施設が24.9%（23年度27.9%，22年度31.5%）とやや減少がみられるが，また，最低基準以下の配置をしている施設も15.2%（23年度12.2%，22年度11.5%）と増加している。

2. クラス編成及び運営の状況

表49 クラス編成の状況

〈施設数・下段は%〉

クラス編成の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
している	10	11	54	25	5	35	16	5	27	188
	100	91.7	96.4	100	100	100	100	100	81.8	95.4
していない		1	2						6	9
		8.3	3.6						18.2	4.6
計	10	12	56	25	5	35	16	5	33	197
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表50 クラス編成の考え方

〈施設数=延べ〉

編成内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 年齢	6	4	35	21	3	26	12	4	16	127
	60.0	36.4	64.8	84.0	60.0	74.3	75.0	80.0	59.3	67.6
2. 発達段階	9	8	32	19	3	22	12	4	14	123
	90.0	72.7	59.3	76.0	60.0	62.9	75.0	80.0	51.9	65.4
3. 入園年次	3	2	8	4	1	8	5	3	2	36
	30.0	18.2	14.8	16.0	20.0	22.9	31.3	60.0	7.4	19.1
4. 障害	3	5	24	16	2	14	10	2	10	86
	30.0	45.5	44.4	64.0	40.0	40.0	62.5	40.0	37.0	45.7
5. その他	1	3	11	2	1	8	2	1	7	36
	10.0	27.3	20.4	8.0	20.0	22.9	12.5	20.0	25.9	19.1
6. 特になし			1						1	2
			1.9						3.7	1.1
編成している施設の実数	10	11	54	25	5	35	16	5	27	188
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表51 人数編成別クラス数

〈クラス数〉

1クラスの人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
5人以下	2	4	16	12	0	8	4	2	3	51	5.5
6～8人	8	6	79	59	2	60	22	3	67	306	33.3
9～12人	28	24	164	54	9	92	37	9	72	489	53.2
13人以上	5	8	11	9	1	11	6	1	18	70	7.6
不明・無回答	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4	0.4
計	43	43	270	137	12	171	69	15	160	920	100

表52 担任職員数別クラス数

〈クラス数〉

1クラスの担任職員数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1人担任	0	0	8	0	0	10	1	0	4	23	2.5
2人担任	7	4	63	60	2	51	9	7	15	218	23.7
3～4人担任	33	36	196	73	10	105	53	8	137	651	70.8
その他	3	2	6	1	0	6	6	0	4	28	3.0
計	43	42	273	134	12	172	69	15	160	920	100

表49「クラス編成の状況」をみると，95.4%の施設が「編成している」と回答している。「編成していない」施設は，東北・近畿地区に各1施設，関東地区に2施設，九州地区に6施設となっている。

表50「クラス編成の考え方」をみると，例年どおりで大きな変化はみられない。「年齢」による編成が67.6%（23年度67.9%，22年度65.5%），「発達段階」65.4%（23年度66.3%，22年度57.4%），「障害」45.7%（23年度48.7%，22年度47.2%）の順に続いている。「入園年次」については，19.1%（23年度23.3%，22年度27.9%）となっている。また，「その他」が19.1%（23年度17.6%，22年度15.2%）あり，入園児の状況やそれぞれの施設の方針によりクラスの編成をしていると推察される。

表51「人数編成別クラス数」をみると，「9～12人」のクラスが53.2%（23年度50.5%，22年度51.1%），「6～8人」のクラスが33.3%（23年度34.6%，22年度32.9%）となっており，86.4%（23年度85.2%，22年度84.0%）が6～12人規模のクラスを編成している。最低基準の「一クラスの数は概ね10

名とする」が目安になっていると推察される。

表52「担任職員数別クラス数」をみると、「3～4人担任」のクラスが70.8%（23年度66.7%、22年度70.6%）、「2人担任」のクラスが23.7%（23年度24.9%、22年度22.0%）、「1人担任」のクラスが2.5%（23年度2.5%、22年度2.2%）であった。障害の程度如何を問わず、子どもへのより適切な支援のためにはモデルを示す職員とプログラムの展開役、更には介助役など、複数の職員配置が必要であり、担任職員が少ないと療育支援が不足すると考えられる。

表53 1日の指導時間別クラス数 〈クラス数〉

1日の指導時間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
2時間未満	0	0	10	4	0	4	0	0	0	18	2.0
～3時間未満	0	2	13	0	0	47	0	0	0	62	6.7
～4時間未満	7	4	49	1	3	34	1	0	14	113	12.3
～5時間未満	28	6	148	48	13	63	22	10	76	414	45.0
～6時間未満	6	18	57	61	3	42	34	6	44	271	29.5
6時間以上	3	10	13	0	2	6	4	0	0	38	4.1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1
不明・無回答	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0.3
計	44	40	291	116	21	196	61	16	135	920	100

表54 1日の指導時間別児童数 〈人数〉

1日の指導時間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
2時間未満	0	0	77	0	0	73	0	0	0	150	1.7
～3時間未満	0	10	142	0	0	380	0	0	1	533	6.0
～4時間未満	89	43	362	15	17	346	19	0	94	985	11.0
～5時間未満	226	58	1,344	399	124	623	299	123	805	4,001	44.9
～6時間未満	41	177	469	529	43	365	341	97	540	2,602	29.2
6時間以上	38	138	204	0	20	68	37	0	0	505	5.7
その他	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0
不明・無回答	0	0	39	0	0	10	0	0	86	135	1.5
計	394	426	2,641	943	204	1,865	696	220	1,526	8,915	100

表55 登園形態 〈施設数・下段は%〉

登園形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
全員一律毎日登園	8 80.0	10 83.3	35 62.5	15 60.0	4 80.0	28 80.0	12 75.0	5 100	20 60.6	137 69.5
年齢や障害により登園日を指定	2 20.0	1 8.3	21 37.5	10 40.0	2 40.0	8 22.9	4 25.0		9 27.3	57 28.9
不明・無回答		1 8.3	1 1.8		1 20.0				4 12.1	7 3.6
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表56 指導形態 〈施設数・下段は%〉

登園形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
全クラス同一時間帯	8 80.0	9 75.0	39 69.6	17 68.0	3 60.0	30 85.7	11 68.8	5 100	23 69.7	145 73.6
クラスによって異なる時間帯	2 20.0	1 8.3	7 12.5	3 12.0	1 20.0	4 11.4	4 25.0		3 9.1	25 12.7
年齢や発達段階により異なる時間帯		2 16.7	7 12.5	5 20.0	1 20.0	1 2.9			2 6.1	18 9.1
不明・無回答			3 5.4				1 6.3		5 15.2	9 4.6
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表53「1日の指導時間別クラス数」では、「4～5時間未満」が45.0%（23年度37.8%、22年度42.0%）となっている。続いて「5～6時間未満」が29.5%（23年度32.5%、22年度29.1%）と続く。

表54「1日の指導時間別児童数」では、「4～5時間未満」が44.9%（23年度39.0%、22年度43.0%）、「5～6時間未満」が29.2%（23年度34.4%、22年度28.9%）と「1日の指導時間別クラス数」と同様の結果となっている。

表55「登園形態」をみると、「全員一律毎日登園」は69.5%（23年度73.1%、22年度72.6%）と増加している。毎日通園が原則の幼児通園施設にとっては望ましい登園形態となってきていることがうかがえる。

表56「指導形態」は、全クラス同一時間帯が73.6%、クラスによって異なる時間帯が12.7%、年齢や発達段階により異なる時間帯が9.1%となっている。

IV 家族支援・地域支援の状況

1. 保護者支援・情報提供

表57 保護者支援・情報提供など

〈施設数・下段は％〉

保護者支援・情報提供の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施している	10 100	12 100	55 98.2	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	32 97.0	195 99.0
実施していない			1 1.8						1 3.0	2 1.0
実施施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表58 保護者支援等の形態

〈施設数・下段は％〉

支援等の形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①講演会・学習会などの開催	9 90.0	9 75.0	45 81.8	24 96.0	3 60.0	33 94.3	16 100	4 80.0	29 90.6	172 88.2
②懇談等を通じた研修	7 70.0	8 66.7	34 61.8	16 64.0	3 60.0	27 77.1	14 87.5	3 60.0	19 59.4	131 67.2
③親子通園によるペアレントトレーニング等の実施	4 40.0	2 16.7	23 41.8	13 52.0	3 60.0	11 31.4	10 62.5	3 60.0	9 28.1	78 40.0
④保護者同士の交流会の実施	8 80.0	4 33.3	42 76.4	23 92.0	4 80.0	31 88.6	13 81.3	4 80.0	26 81.3	155 79.5
⑤個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催	4 40.0	5 41.7	27 49.1	12 48.0	3 60.0	13 37.1	10 62.5	4 80.0	12 37.5	90 46.2
⑥個別にカウンセリング等の時間を持つ	5 50.0	5 41.7	39 70.9	17 68.0	3 60.0	17 48.6	10 62.5	3 60.0	24 75.0	123 63.1
⑦その他	5 50.0	4 33.3	4 7.3	2 8.0	1 20.0	5 14.3	2 12.5	1 20.0	5 15.6	29 14.9
保護者支援等の実施施設数	10 100	12 100	55 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	32 100	195 100

表59 保護者支援等の実施目的

〈施設数＝延べ〉

実施目的	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①子どもの成長発達の理解の一貫として	10 100	12 100	54 98.2	24 96.0	5 100	35 100	16 100	4 80.0	31 96.9	191 97.9
②園と家庭の一貫した療育による効果	9 90.0	12 100	49 89.1	22 88.0	4 80.0	32 91.4	16 100	5 100	29 90.6	178 91.3
③親同士の交流	8 80.0	10 83.3	46 83.6	22 88.0	5 100	32 91.4	14 87.5	3 60.0	24 75.0	164 84.1
④良好な親子関係の育成	8 80.0	7 58.3	45 81.8	24 96.0	5 100	31 88.6	13 81.3	3 60.0	29 90.6	165 84.6
⑤育児不安の軽減	8 80.0	11 91.7	46 83.6	25 100	5 100	31 88.6	14 87.5	5 100	30 93.8	175 89.7
⑥介助の手伝い	2 20.0	1 8.3	3 5.5	2 8.0	1 20.0	4 11.4	1 6.3		6 18.8	20 10.3
⑦医療的ケアの実施を家族に委ねる		1 8.3	5 9.1			2 5.7			2 6.3	10 5.1
⑧虐待の予防	5 50.0	3 25.0	21 38.2	11 44.0	3 60.0	17 48.6	7 43.8	2 40.0	16 50.0	85 43.6
⑨その他	2 20.0			1 4.0		2 5.7				5 2.6
保護者支援等の実施施設数	10 100	12 100	55 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	32 100	195 100

表57「保護者支援・情報提供など」については、99.0%が実施している。

表58「保護者支援等の形態」は、講演会・学習会の実施が88.2%、次いで保護者同士の交流会の実施79.5%、懇談等を通じた研修67.2%、個別にカウンセリングの時間を持つが63.1%であった。親子通園によるペアレントトレーニング等の実施は78施設・40.0%ある。知識や正しい情報の提供を含めた支援が行われている。

表59「保護者支援等の実施目的」は、子どもの成長発達の理解の一貫が191施設・97.9%、園と家庭との一貫した療育による効果が178施設・91.3%で目的の中心をなしている。次いで、親同士の交流、良好な親子関係、育児不安の軽減と育児支援にかかわる目的があげられる。虐待の予防も85施設・43.6%で取り上げており、さまざまな家庭状況に合わせた支援が必要といえる。

表60 短期入所事業について

〈施設数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①単独で実施している										
②法人で実施している	3 30.0		5 8.9	3 12.0		4 11.4	3 18.8	2 40.0	10 30.3	30 15.2
③実施していない	7 70.0	10 83.3	46 82.1	20 80.0	5 100	29 82.9	13 81.3	3 60	21 63.6	154 78.2
不明・無回答		2 16.7	5 8.9	2 8.0		2 5.7			2 6.1	13 6.6
実施施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表60「短期入所事業」については、単独で実施している施設は無かった。法人内での実施も30施設・15.2%と少なく、ほとんど実施していない現状がうかがえる。今後、通園の中で短期入所事業をどのように家族支援の受け皿として取り入れていくのかについて、研究が必要であろう。

2. 地域支援

表61 市町村地域生活支援事業

〈施設数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①日中一時支援事業を実施している	2 20.0	4 33.3	5 8.9		1 20.0	1 2.9	4 25.0		18 54.5	35 17.8
②移動支援事業を実施している			1 1.8			1 2.9			2 6.1	4 2.0
③地域活動支援センター機能強化事業を実施している						1 2.9			2 6.1	3 1.5
④障害児支援体制整備事業を実施している				2 8.0	1 20.0	1 2.9				4 2.0
⑤その他	1 10.0	1 8.3	3 5.4			4 11.4		2 40.0	1 3.0	12 6.1
実施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表62 その他の具体的な支援策

〈施設数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①他の支援事業者を紹介している	3 30.0		15 26.8	6 24.0	1 20.0	9 25.7	9 56.3	1 20.0	8 24.2	52 26.4
②有料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している			2 3.6	1 4.0		1 2.9				4 2.0
③無料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している	7 70.0	6 50.0	33 58.9	13 52.0	1 20.0	11 31.4	9 56.3	3 60.0	16 48.5	99 50.3
④有料で休日預かりをしている			3 5.4			1 2.9			2 6.1	6 3.0
⑤無料で休日預かりをしている	1 10.0									1 0.5
⑥その他	3 30.0	2 16.7	4 7.1		1 20.0	1 2.9	1 6.3	1 20.0	2 6.1	15 7.6
実施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表61「市町村地域生活支援事業」は、日中一時事業の実施35施設、移動支援事業の実施4施設、地域活動支援センター機能強化事業の実施3施設、障害児支援体制整備事業の実施4施設、その他12施設と少数ではあるが、さまざまな制度を活用し支援を行っている。

表62「その他の具体的な支援策」は、バス停の時間や場所に対する無料の配慮が99施設・50.3%であった。休日の預かりを無料や有料で実施している施設も7施設・3.6%あるが、52施設・26.4%の施設は他の事業所を紹介することで家族支援に対する情報提供を行っている様子がうかがえる。

3. 要保護児童

表63 通所支援児童のうち、社会的養護の必要な児童

〈施設数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①いる	5 50.0	3 25.0	25 44.6	13 52.0	3 60.0	22 62.9	11 68.8	1 20.0	13 39.4	96 48.7
②いない	4 40.0	7 58.3	29 51.8	11 44.0	2 40.0	12 34.3	5 31.3	3 60.0	18 54.5	91 46.2
不明・無回答	1 10.0	2 16.7	2 3.6	1 4.0		1 2.9		1 20.0	2 6.1	10 5.1
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表64 社会的な養護の必要な児童数

〈施設数・下段は％〉

子どもの人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	3 60.0		8 32.0	6 46.2	2 66.7	3 13.6	6 54.5	1 100	5 38.5	34 35.4
2人		2 66.7	6 24.0	4 30.8		12 54.5	2 18.2		5 38.5	31 32.3
3人		1 33.3	2 8.0	1 7.7	1 33.3	1 4.5	1 9.1		2 15.4	9 9.4
4人			2 8.0	2 15.4		1 4.5	2 18.2			7 7.3
5人以上	1 20.0		4 16.0			4 18.2				9 9.4
不明・無回答	1 20.0		3 12.0			1 4.5			1 7.7	6 6.3
社会養護が必要な児童いる施設数	5 100	3 100	25 100	13 100	3 100	22 100	11 100	1 100	13 100	96 100

表65 社会的な養護の必要な理由について

〈施設数・下段は％〉

社会的な養護の必要な理由	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①虐待予防	1 20.0	1 33.3	16 64.0	7 53.8	2 66.7	15 68.2	6 54.5		4 30.8	52 54.2
②不適切な療育	3 60.0	3 100	17 68.0	9 69.2	3 100	18 81.8	8 72.7	1 100	9 69.2	71 74.0
③父母の死亡			3 12.0				1 9.1			4 4.2
④父母の離婚	1 20.0		1 4.0	3 23.1	1 33.3	5 22.7			1 7.7	12 12.5
⑤父母の長期入院									1 7.7	1 1.0
⑥その他	3 60.0	1 33.3	1 4.0	2 15.4					2 15.4	9 9.4
社会養護が必要な児童いる施設数	5 100	3 100	25 100	13 100	3 100	22 100	11 100	1 100	13 100	96 100

表63「社会的養護の必要な児童」については、いるが48.7%、いないが46.2%と半数の施設で社会的

養護の必要な子どもたちへの支援が求められている。

表64「社会的養護の必要な児童数」は、1人・35.4%、2人・32.3%合わせると67.7%を占め、4人以上は16.7%であった。

表65「社会的養護の必要な理由」は、不適切な養育が71施設・74.0%、虐待予防は52施設・54.2%となっている。

表66 要保護児童に対する連携機関について

〈施設数=延べ〉

連携機関	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①児童相談所	4 80.0	3 100	20 80.0	13 100	3 100	16 72.7	10 90.9	1 100	10 76.9	80 83.3
②子ども家庭支援センター			7 28.0	3 23.1		11 50.0	2 18.2	1 100		24 25.0
③保健所	2 40.0	2 66.7	12 48.0	5 38.5	2 66.7	14 63.6	5 45.5		3 23.1	45 46.9
④病院	2 40.0	2 66.7	8 32.0	2 15.4		3 13.6	2 18.2	1 100		20 20.8
⑤相談支援事業所	2 40.0	2 66.7	6 24.0	4 30.8	1 33.3	7 31.8	2 18.2		1 7.7	25 26.0
⑥要保護児童対策地域協議会	1 20.0	1 33.3	5 20.0	2 15.4		9 40.9	1 9.1			19 19.8
⑦福祉課	4 80.0	2 66.7	16 64.0	9 69.2	3 100	15 68.2	8 72.7	1 100	8 61.5	66 68.8
⑧その他	1 20.0	1 33.3	8 32.0	5 38.5		6 27.3	5 45.5	1 100	1 7.7	28 29.2
⑨連携している機関はない										
社会養護が必要な児童いる施設数	5 100	3 100	25 100	13 100	3 100	22 100	11 100	1 100	13 100	96 100

表66「要保護児童に対する連携機関」については、主にかかわる機関として、児童相談所を80施設・83.3%があげている。次いで福祉課66施設・68.8%、保健所45施設・46.9%となっており、必要に応じて子ども家庭支援センター、病院、相談支援事業所、要保護児童対策地域協議会との連携が行われている。連携している機関のない施設はなく、連携の必要性の中で、どのように行うことが適切かの事例の蓄積も必要となるだろう。

表67 具体的な家族支援

〈施設数=延べ〉

支援内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①家庭訪問を行っている	4 80.0	3 100	12 48.0	11 84.6	3 100	15 68.2	9 81.8	1 100	9 69.2	67 69.8
②ヘルパー(居宅介護)やショートステイを勤めている	2 40.0	1 33.3	10 40.0	3 23.1		8 36.4	2 18.2		2 15.4	28 29.2
③メンタルヘルス支援(カウンセリング)を行っている	1 20.0	1 33.3	3 12.0	4 30.8		7 31.8	1 9.1		5 38.5	22 22.9
④送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している	3 60.0	3 100	16 64.0	6 46.2	3 100	10 45.5	7 63.6		10 76.9	58 60.4
⑤早朝・延長・休日保育を行っている	2 40.0		4 16.0	4 30.8	1 33.3	3 13.6	3 27.3	1 100	3 23.1	21 21.9
⑥他の支援事業者を紹介している	4 80.0		11 44.0	5 38.5	1 33.3	5 22.7	3 27.3		5 38.5	34 35.4
⑦その他	1 20.0	1 33.3	8 32.0	2 15.4		5 22.7	5 45.5	1 100	3 23.1	26 27.1
⑧家族支援は行っていない				1 7.7			1 9.1			2 2.1
社会養護が必要な児童いる施設数	5 100	3 100	25 100	13 100	3 100	22 100	11 100	1 100	13 100	96 100

表67「具体的な家族支援」については、家庭訪問67施設・69.8%、送迎バスの時間や場所への配慮58施設・60.4%が主な支援方法である。ヘルパーやショートステイ、メンタルヘルスへの支援、早朝・延長等の対応、他事業所への紹介など各家庭の状況に合わせた支援が行われている。今後は社会資源の情報提供やネットワークの構築もさらに求められるであろう。

表68 里親の下から通っている子ども

〈施設数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①いる			5 20.0	1 7.7		4 18.2	4 36.4		2 15.4	16 16.7
②いない	5 100	3 100	18 72.0	12 92.3	2 66.7	18 81.8	7 63.6	1 100	10 76.9	76 79.2
不明・無回答			2 8.0		1 33.3				1 7.7	4 4.2
計	5 100	3 100	25 100	13 100	3 100	22 100	11 100	1 100	13 100	96 100

表69 里親の下から通っている子どもの人数

〈施設数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人			5 100	1 100		4 100	4 100		2 100	16 100
里親の下から通っている子どもがいる施設数	0 100	0 100	5 100	1 100	0 100	4 100	4 100	0 100	2 100	16 100

表68「里親の下から通っている子ども」は、いるが16施設・16.7%で、いないが76施設・79.2%となっている。

表69「里親の下から通っている児童数」は16名である。関東・東海・近畿・中国・九州地区にいる状況である。実態としては少ないが、今後の推移を見ていく必要があるだろう。また、それにとりまう療育の内容や質の課題や家族支援の課題も生じるであろう。

4. 関係機関との連携

表70 関係機関との連携について（地域自立支援協議会）

〈施設数・下段は%〉

連携方法	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①全体会の構成メンバーとして参加	3 30.0	1 8.3	18 32.1	7 28.0	2 40.0	13 37.1	8 50.0	1 20.0	8 24.2	61 31.0
②専門部会の構成メンバーとして参加	3 30.0	3 25.0	21 37.5	7 28.0	4 80.0	10 28.6	7 43.8	1 20.0	8 24.2	64 32.5
③事務局メンバーとして参加	2 20.0		3 5.4	2 8.0	1 20.0	4 11.4	6 37.5		1 3.0	19 9.6
④その他					1 20.0	1 2.9		1 20.0	2 6.1	5 2.5
実施施設数	10 1	12 1	56 1	25 1	5 1	35 1	16 1	5 1	33 1	197 1

表70-2 全体会の構成メンバーとして参加の箇所数

〈施設数・下段は%〉

箇所数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1カ所	3 100	1 100	12 66.7	4 57.1	2 100	5 38.5	5 62.5		5 62.5	37 60.7
2カ所			3 16.7	1 14.3		1 7.7		1 100	1 12.5	7 11.5
3カ所			3 16.7							3 4.9
4カ所				1 14.3		1 7.7				2 3.3
5カ所以上				1 14.3			2 25.0		1 12.5	4 6.6
不明・無回答						6 46.2	1 12.5		1 12.5	8 13.1
全体会の構成メンバーとして参加施設数	3 100	1 100	18 100	7 100	2 100	13 100	8 100	1 100	8 100	61 100

表70-3 専門部会の構成メンバーとして参加の箇所数

〈施設数・下段は%〉

箇所数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1カ所	3 100	3 100	9 42.9	4 57.1	2 50.0	6 60.0	4 57.1		5 62.5	36 56.3
2カ所			4 19.0	1 14.3		1 10.0			2 25.0	8 12.5
3カ所			1 4.8			1 10.0		1 100		3 4.7
4カ所				1 14.3			1 14.3			2 3.1
5カ所以上				1 14.3	1 25.0		1 14.3		1 12.5	4 6.3
不明・無回答			7 33.3		1 25.0	2 20.0	1 14.3			11 17.2
専門部会の構成メンバーとして参加施設数	3 100	3 100	21 100	7 100	4 100	10 100	7 100	1 100	8 100	64 100

表70-4 事務局メンバーとして参加の箇所数

〈施設数・下段は%〉

箇所数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1カ所	2 100		2 66.7	1 50.0		1 25.0	5 83.3		1 100	12 63.2
2カ所				1 50.0						1 5.3
不明・無回答			1 33.3		1 100	3 75.0	1 16.7			6 31.6
事務局メンバーとして参加施設数	2 100	0 100	3 100	2 100	1 100	4 100	6 100	0 100	1 100	19 100

表70「関係機関との連携について（地域自立支援協議会）」は、全体会の構成メンバーとしての参加が61施設・31.0%、専門部会の構成メンバーとしての参加は64施設・32.5%となっている。

表70-2「全体会の構成メンバーとして参加の箇所数」は、1カ所60.7%、2カ所11.5%である。5カ所以上は6.6%あるが、地域の中でどのような動きになっていくのかの推移を今後も調査していくことが必要である。

表70-3「専門部会の構成メンバーとして参加の箇所数」は、1カ所56.3%、2カ所12.5%である。全体会同様今後のあり方も含めた検証が必要であろう。

表70-4「事務局メンバーとしての参加の箇所数」は、事務局としての参加は全国の中で19カ所である。東北・四国は無いが他の地域は1～2カ所、四国は5カ所事務局として参加しており、地域性もあることが推察できる。

表71 関係機関との連携について（要保護児童対策地域協議会）

〈施設数・下段は％〉

連携方法	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①全体会の構成メンバー	2 20.0	1 8.3	10 17.9	3 12.0		7 20.0	2 12.5		2 6.1	27 13.7
②事務局メンバー						1 2.9	1 6.3			2 1.0
③その他		1 8.3	1 1.8			3 8.6				5 2.5
実施施設数	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表71「関係機関との連携（要保護児童対策地域協議会）」は、全体会のメンバー 27施設、事務局は2施設である。地域との連携、社会的養護への支援にあたっては地域自立支援協議会への参加や要保護児童対策地域協議会への参加は必要となってくるであろうが、各地域で、施設がアクションを起こし、かわっていただけるのか、今後の報告にも注目していきたい。

V 医療的ケアの実施状況

1. 医療的ケアの実施

表72 医療的ケアの実施状況

〈施設数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施している	2 20.0	4 33.3	21 37.5	5 20.0	2 40.0	13 37.1	5 31.3		12 36.4	64 32.5
実施していない	8 80.0	7 58.3	35 62.5	20 80.0	2 40.0	21 60.0	10 62.5	5 100	19 57.6	127 64.5
不明・無回答		1 8.3			1 20.0	1 2.9	1 6.3		2 6.1	6 3.0
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表73 医療的ケアの実施者

〈施設数＝延べ〉

支援内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①他の診療所の看護師が実施し、医療連携体制加算を請求する										
②自施設の看護師が実施し、医療連携体制加算は請求しない	1 50.0	4 100	18 85.7	4 80.0		11 84.6	4 80.0		10 83.3	52 81.3
③看護師の指導により、介護職員（保育士、児童指導員等）が実施し、医療連携体制加算を請求する。	1 50.0				1 50.0	1 7.7				3 4.7
④看護師の指導により、介護職員（保育士、児童指導員等）が実施するが、医療連携体制加算を請求しない。			1 4.8	1 20.0		1 7.7	1 20.0		1 8.3	5 7.8
⑤付添い家族が実施する			8 38.1			2 15.4	2 40.0		2 16.7	14 21.9
⑥その他（医師等）が実施する			1 4.8	1 20.0	1 50.0		1 20.0		1 8.3	5 7.8
医療的ケアを実施している施設数	2 100	4 100	21 100	5 100	2 100	13 100	5 100	0 100	12 100	64 100

表72「医療的ケアの実施状況」は、実施している施設が64施設・32.5%、実施していない施設が127施設・64.5%と実施していない施設の方が多い。

表73「医療的ケアの実施者」は、自施設の看護師が実施するが医療連携体制加算の請求をしない施設が64施設中52施設・81.3%、付添いの家族が実施する施設が14施設・21.9%であった。医療ケアの受け入れは197施設中64施設・32.5%の状況であり、今後どのように受け入れていただけるのか、設備面マンパワー面を含めて課題となろう。

表74 特定利用者への吸引などの研修等

〈施設数・下段は%〉

受講状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①受けた	1 50.0		1 4.8	1 20.0		3 23.1	2 40.0			8 12.5
②まだ受けていない		3 75.0	18 85.7	3 60.0	1 50.0	7 53.8	3 60.0		11 91.7	46 71.9
不明・無回答	1 50.0	1 25.0	2 9.5	1 20.0	1 50.0	3 23.1			1 8.3	10 15.6
医療的ケアを実施している施設数	2 100	4 100	21 100	5 100	2 100	13 100	5 100	0 100	12 100	64 100

表75 非特定利用者への吸引などの研修等

〈施設数・下段は%〉

受講状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①受けた			4 19.0		1 50.0	1 7.7				6 9.4
②まだ受けていない	1 50.0	3 75.0	15 71.4	4 80.0		9 69.2	5 100		11 91.7	48 75.0
不明・無回答	1 50.0	1 25.0	2 9.5	1 20.0	1 50.0	3 23.1			1 8.3	10 15.6
医療的ケアを実施している施設数	2 100	4 100	21 100	5 100	2 100	13 100	5 100	0 100	12 100	64 100

表76 吸引などの研修等の受講予定

〈施設数・下段は%〉

今後の予定	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①ある			4 19.0	1 20.0	1 50.0	2 15.4	1 20.0		2 16.7	11 17.2
②ない		3 75.0	15 71.4	4 80.0		5 38.5	4 80.0		9 75.0	40 62.5
不明・無回答	2 100	1 25.0	2 9.5		1 50.0	6 46.2			1 8.3	13 20.3
医療的ケアを実施している施設数	2 100	4 100	21 100	5 100	2 100	13 100	5 100	0 100	12 100	64 100

表74「特定利用者への吸引などの研修等」は、医療ケアを実施している64施設のうち、研修をまだ受けていない施設が46施設・71.9%であった。

表75「非特定利用者への吸引などの研修」は、6施設は受けているが、48施設・75.0%は受けていない現状である。

表76「研修等の受講」については、あると回答した施設は11施設・17.2%と少ない。研修の場があることは有効であるが、施設での受け入れの増加や受け入れられる体制づくりにもう少し時間がかかりそうである。

Ⅵ 保育所等訪問支援の状況

1. 保育所等訪問支援の実施

表77 保育所等訪問支援の実施について

〈施設数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①本事業の指定を受けていない	5 50.0	8 66.7	32 57.1	17 68.0	3 60.0	27 77.1	5 31.3	3 60.0	18 54.5	118 59.9
②本事業の指定を受けて実施している	2 20.0	1 8.3	14 25.0	3 12.0	1 20.0	3 8.6	5 31.3		5 15.2	34 17.3
③指定を受けているが、現在利用がない	2 20.0	3 25.0	7 12.5	3 12.0	1 20.0	4 11.4	6 37.5	1 20.0	9 27.3	36 18.3
不明・無回答	1 10.0		3 5.4	2 8.0		1 2.9		1 20.0	1 3.0	9 4.6
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表78 保育所等訪問支援についての今後の予定

〈施設数・下段は%〉

今後の予定	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①今年度は指定を受けない	1 20.0	1 12.5	9 28.1	5 29.4	1 33.3	6 22.2	2 40.0	1 33.3	6 33.3	32 27.1
②26年度から指定を受ける		2 25.0	5 15.6	1 5.9		4 14.8			4 22.2	16 13.6
③予算措置がされた時点で指定を受ける			4 12.5	2 11.8		5 18.5	2 40.0		1 5.6	14 11.9
④その他	4 80.0	4 50.0	13 40.6	9 52.9	2 66.7	9 33.3	1 20.0	2 66.7	7 38.9	51 43.2
不明・無回答		1 12.5	1 3.1			3 11.1				5 4.2
事業の指定を受けていない施設数	5 100	8 100	32 100	17 100	3 100	27 100	5 100	3 100	18 100	118 100

表79 保育所等訪問支援の平成24年度状況について

〈人〉

訪問先	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	
保育所	箇所数	2	2	47	29	11	6	14	0	8	119	57.2
	実人数	3	2	65	48	10	6	12	0	9	155	54.2
	延べ人数	38	2	332	497	87	75	53	0	14	1,098	71.2
幼稚園	箇所数	1	1	13	6	0	13	4	0	8	46	22.1
	実人数	1	1	16	7	0	13	4	0	10	52	18.2
	延べ人数	1	1	62	30	0	74	18	0	21	207	13.4
認定こども園	箇所数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.5
	実人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.3
	延べ人数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0.1
学校	箇所数	0	0	3	19	1	8	8	0	2	41	19.7
	実人数	0	0	3	51	1	8	12	0	2	77	26.9
	延べ人数	0	0	7	173	14	8	30	0	2	234	15.2
その他 (放課後児童クラブなど)	箇所数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.5
	実人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.3
	延べ人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.1
合計	箇所数	3	3	64	55	12	27	26	0	18	208	100
	実人数	4	3	85	107	11	27	28	0	21	286	100
	延べ人数	39	3	402	702	101	157	101	0	37	1,542	100

表77「保育所等訪問支援の実施」は、指定を受けていない施設が118施設・59.9%、指定を受けているが現在利用者がいない施設は36施設・18.3%である。指定を受け実施している施設は34施設・17.3%とまだ少ない。

表78「保育所等訪問支援事業の今後の予定」は、26年度から指定を受ける施設は16施設・13.6%、予算措置されてから指定を受ける施設が14施設と実施予定施設が少ない。子どもの地域への橋渡しの役割としては保育所等訪問支援事業の活用が望まれるが、保育園等との連絡調整や事業の周知の点など、全国の実践の中から実施上の課題を共有していくことも求められているであろう。

表79「保育所等訪問支援の24年度状況」は、保育所へは119ヵ所・155人延べ1,098人に実施。幼稚園へは46ヵ所・52人延べ207人に実施が中心であるが、学校への支援も41ヵ所・77人延べ234人に実施している。放課後児童クラブなど学校への支援と幼稚園保育園への支援の進め方など実践の公開が望まれる。

Ⅶ 通園バスの状況

1. 通園バスの状況

表80 通園バスの運行状況

〈施設数・下段は%〉

通園バス運行の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
運行している	10 100	11 91.7	53 94.6	22 88.0	5 100	31 88.6	16 100	5 100	30 90.9	183 92.9
運行していない		1 8.3	3 5.4	3 12.0		4 11.4			3 9.1	14 7.1
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表81 通園バス所有状況

〈施設数・下段は%〉

通園バス所有の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 通園バスを自己所有し、職員が運転している	8 80.0	9 81.8	22 41.5	11 50.0	2 40.0	13 41.9	9 56.3	4 80.0	21 70.0	99 54.1
2. 通園バスを自己所有し、運転は委託している	2 20.0	2 18.2	16 30.2	12 54.5	2 40.0	13 41.9	4 25.0	1 20.0	10 33.3	62 33.9
3. 全てを委託している		1 9.1	14 26.4			5 16.1	1 6.3		1 3.3	22 12.0
4. その他			3 5.7		1 20.0	2 6.5	2 12.5		1 3.3	9 4.9
不明・無回答									1 3.3	1 0.5
計	10 100	11 100	53 100	22 100	5 100	31 100	16 100	5 100	30 100	183 100

表82 通園バスの所有台数

〈施設数・下段は%〉

台数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1台	3 30.0	3 27.3	14 26.4	10 45.5	3 60.0	10 32.3	5 31.3	2 40.0	9 30.0	59 32.2
2台	5 50.0	2 18.2	13 24.5	7 31.8	1 20.0	10 32.3	5 31.3	2 40.0	7 23.3	52 28.4
3台		4 36.4	20 37.7	3 13.6	1 20.0	6 19.4	5 31.3		7 23.3	46 25.1
4台以上	2 20.0	2 18.2	5 9.4	1 4.5		5 16.1	1 6.3	1 20.0	6 20.0	23 12.6
不明・無回答			1 1.9	1 4.5					1 3.3	3 1.6
計	10 100	11 100	53 100	22 100	5 100	31 100	16 100	5 100	30 100	183 100

表83 通園バスの車種及びその台数

〈台数〉

車種	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
大型バス	6	10	22	12	0	16	5	1	11	83	19.4
マイクロバス	8	14	73	16	7	39	14	5	34	210	49.2
ワゴン車	13	6	23	5	1	18	10	2	24	102	23.9
その他車種	2	0	5	4	0	4	6	2	9	32	7.5
計	29	30	123	37	8	77	35	10	78	427	100

表80「通園バスの運行状況」をみると、92.9%（23年度95.4%、22年度96.5%）の施設が運行しており、運行していないのは、東北、関東、東海、近畿、九州地区に数施設であった。

表81「通園バス所有状況」では、「自己所有し、職員が運転している」施設は54.1%（23年度49.5%、22年度54.4%）、「自己所有し、運転は委託している」施設は33.9%（23年度26.6%、22年度28.0%）となっており、「全てを委託している」施設も22施設・12.0%みられた。

表82「通園バスの所有台数」をみると、「1台」と回答した施設は32.2%（23年度36.7%、22年度37.3%）、複数台を所有する施設は66.1%（23年度62.7%、22年度62.2%）となっている。

表83「通園バスの車種及びその台数」をみると、全体的な所有台数は427台（23年度416台、22年度435台）と増加傾向である。

表84 1日の走行キロ数

〈施設数・下段は%〉

走行キロ数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
～25km未満		1 9.1	3 5.7	1 4.5		3 9.7			2 6.7	10 5.5
25km～50km未満	2 20.0		11 20.8	9 40.9	3 60.0	2 6.5	1 6.3		5 16.7	33 18.0
50km～75km未満	1 10.0		8 15.1	6 27.3		9 29.0	4 25.0	2 40.0	2 6.7	32 17.5
75km～100km未満	1 10.0	2 18.2	9 17.0		1 20.0	2 6.5	1 6.3	2 40.0	4 13.3	22 12.0
100km～125km未満	3 30.0	1 9.1	3 5.7	1 4.5	1 20.0	3 9.7			2 6.7	14 7.7
125km～150km未満	1 10.0	1 9.1	4 7.5	1 4.5			1 6.3	1 20.0	2 6.7	11 6.0
150km～175km未満			3 5.7			3 9.7	2 12.5		1 3.3	9 4.9
175km～200km未満		1 9.1	2 3.8				1 6.3		2 6.7	6 3.3
200km～	2 20.0	3 27.3	6 11.3	1 4.5		5 16.1	4 25.0		9 30.0	22 12.0
不明・無回答		2 18.2	4 7.5	3 13.6		4 12.9	2 12.5		1 3.3	16 8.7
計	10 100	11 100	53 100	22 100	5 100	31 100	16 100	5 100	30 100	183 100

表85 片道平均所要時間

〈施設数・下段は%〉

平均所要時間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
～30分		1 9.1	3 5.7	2 9.1	1 20.0	1 3.2			1 3.3	9 4.9
31～60分	2 20.0	3 27.3	19 35.8	7 31.8	1 20.0	14 45.2	3 18.8	1 20.0	5 16.7	55 30.1
61～90分	6 60.0	4 36.4	26 49.1	12 54.5	3 60.0	13 41.9	9 56.3	3 60.0	18 60.0	94 51.4
91～120分	1 10.0	2 18.2	3 5.7				1 6.3	1 20.0	4 13.3	12 6.6
121分～	1 10.0		1 1.9			1 3.2	1 6.3		1 3.3	5 2.7
不明・無回答		1 9.1	1 1.9	1 4.5		2 6.5	2 12.5		1 3.3	8 4.4
計	10 100	11 100	53 100	22 100	5 100	31 100	16 100	5 100	30 100	183 100

表84「1日の走行キロ数」では、25km～100km未満が47.5%（23年度45.2%、22年度49.7%）とほぼ半数を占める。北海道、東北、中国、四国、九州に走行距離が長い施設が多い。地域による走行距離のばらつきがみられ、地域によっては広範囲の送迎をしていることがわかる。

表85「片道平均所要時間」にも、ばらつきがみられるが、「61分～120分」で区切ると全体のほぼ半数以上が該当する。所要時間は地域的な差はさほど大きくないが、走行距離・所要時間を合わせてみると大都市圏では所要時間の割に走行距離は短く、地方は走行距離が長い傾向がうかがえる。片道2時間近い運行時間を子どもの体力や低年齢化の中でどのように考えるか課題である。身近なところで支援を受ける家族支援の視点から考えると矛盾点でもある。

表86 運転者の状況

〈人〉

内訳	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任運転手	19	22	51	13	4	33	11	5	32	190	41.7
職員の兼務	18	4	25	7	0	5	20	8	18	105	23.0
嘱託運転手	5	4	56	11	5	33	16	2	29	161	35.3
計	42	30	132	31	9	71	47	15	79	456	100

表87 1台あたりの添乗者数

〈施設数・下段は%〉

添乗者の人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	3 30.0	8 72.7	24 46.2	8 38.1		8 27.6	12 75.0	3 60.0	9 33.3	75 42.6
2人	5 50.0	3 27.3	25 48.1	11 52.4	5 100	20 69.0	4 25.0	1 20.0	15 55.6	89 50.6
3人	2 20.0		3 5.8	2 9.5				1 20.0	3 11.1	11 6.3
不明・無回答						1 3.4				1 0.6
添乗ありの施設実数	10 100	11 100	52 100	21 100	5 100	29 100	16 100	5 100	27 100	176 100

表86「運転者の状況」をみると、「専任」が41.7%（23年度43.7%、22年度42.8%）、「嘱託」が35.3%（23年度36.5%、22年度33.3%）となっている。専任や嘱託の減少傾向は、職員の兼務の増加を意味している。運営上の問題もあるが、職員の過労に繋がらないよう、健康管理や安全性も考えなくてはならない。

表87「1台あたりの添乗者数」は、「1人」が42.6%（23年度40.2%、22年度44.4%）、「2人」は50.6%（23年度55.3%、22年度49.7%）となっており、この添乗職員数はほぼ定着していると思われる。さまざまな行動特徴のある子ども達への対応を1～2人の体制で行う添乗は神経を使う業務であることも認識しなければならない。

表88 通園バスの利用状況

〈人数・下段は%〉

利用状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 通園バスで通園している	302 76.6	252 59.2	1,785 67.6	592 62.8	143 70.1	1,187 63.6	521 74.9	190 86.4	1,134 74.3	6,106 68.5
2. 自家用車で通園している	46 11.7	51 12.0	608 23.0	246 26.1	61 29.9	234 12.5	149 21.4	30 13.6	316 20.7	1,741 19.5
3. 公共交通機関で通園している	1 0.3		91 3.4	4 0.4		85 4.6			10 0.7	191 2.1
4. 徒歩或いは自転車で通園している	3 0.8	1 0.2	123 4.7	14 1.5		77 4.1	3 0.4		17 1.1	238 2.7
5. その他	42 10.7	1 0.2	6 0.2			12 0.6			2 0.1	63 0.7
不明・無回答		121 28.4	19 0.7	87 9.2		270 14.5	23 3.3		47 3.1	567 6.4
計	394 100	426 100	2,641 100	943 100	204 100	1,865 100	696 100	220 100	1,526 100	8,915 100

表88「通園バスの利用状況」では、「通園バスで通園している」割合が68.5%（23年度70.0%、22年度69.4%）と最も多いが、「自家用車で通園している」も19.5%（23年度16.4%、22年度16.8%）となっている。自家用車通園も微増している。公共機関2.1%や徒歩或いは自転車で通園2.7%など、より身近な通園となっているのか、また地域で肢体不自由児の利用と関連するのか、地域的な要素なのか等、今後の更なる分析が望まれる。

VIII 給食の状況

1. 給食の状況

表89 給食の状況

〈施設数=延べ〉

給食の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 園内の給食室で作っている	10 100	11 91.7	48 85.7	22 88.0	5 100	33 94.3	13 81.3	4 80.0	27 81.8	173 87.8
2. 委託方式を導入している	1 10.0	1 8.3	7 12.5	1 4.0		2 5.7	2 12.5	1 20.0	3 9.1	18 9.1
3. 給食提供はしていない			2 3.6			1 2.9			1 3.0	4 2.0
4. その他			3 5.4	2 8.0			1 6.3			6 3.0
5. 不明・無回答									3 9.1	3 1.5
実施施設計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表90 外部委託の状況

〈施設数=延べ〉

委託の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 全て外部委託	1 100	1 100	6 85.7				1 50.0	1 100	1 33.3	11 61.1
2. 加熱程度はできる				1 100						1 5.6
3. その他						1 50.0	1 50.0		1 33.3	3 16.7
4. 不明・無回答			1 14.3			1 50.0			1 33.3	3 16.7
計	1 100	1 100	7 100	1 100	0 100	2 100	2 100	1 100	3 100	18 100

表89「給食の状況」をみると「園内の給食室で作っている」施設が173施設・87.8%（23年度91.2%、22年度93.0%）、「委託方式を導入している」が18施設・9.1%（23年度10.8%、22年度9.0%）と大きな変化はみられない。給食提供をしていない施設も4施設・2.0%ある。今後の動向を注視していきたい。

表90「外部委託の状況」は、外部委託18施設のうち、すべて外部委託は11施設・61.1%、加熱程度はできるが1施設・5.6%である。

表91 特別食の状況

〈施設数=延べ〉

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている	9 90.0	11 91.7	43 76.8	19 76.0	5 100	28 80.0	14 87.5	4 80.0	25 75.8	158 80.2
2. 偏食に対応して別メニューや特別に温めるなどの対応をしている	8 80.0	8 66.7	31 55.4	12 48.0	3 60.0	23 65.7	12 75.0	2 40.0	21 63.6	120 60.9
3. 行事食を提供している	8 80.0	11 91.7	45 80.4	17 68.0	3 60.0	26 74.3	12 75.0	2 40.0	24 72.7	148 75.1
4. 子どもが選択できるように何種類かメニューがある	1 10.0	2 16.7	5 8.9	1 4.0	1 20.0	1 2.9	4 25.0	1 20.0	3 9.1	19 9.6
5. アレルギー食の対応をしている	8 80.0	8 66.7	46 82.1	19 76.0	5 100	28 80.0	15 93.8	4 80.0	26 78.8	159 80.7
6. おやつを提供している	6 60.0	5 41.7	25 44.6	22 88.0	4 80.0	22 62.9	12 75.0	5 100	22 66.7	123 62.4
7. 経管栄養を行っている	1 10.0	4 33.3	5 8.9	4 16.0	1 20.0	9 25.7	4 25.0		6 18.2	34 17.3
8. その他	1 10.0		3 5.4			1 2.9	1 6.3			6 3.0
実施施設計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表91「特別食の状況」では、「アレルギー食の対応をしている」が159施設・80.7%（23年度171施設・88.1%、22年度181施設・90.5%）、以下「障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている」が158施設・80.2%（23年度164施設・84.5%、22年度170施設・85.0%）、「行事食を提供している」が148施設・75.1%（23年度148施設・76.3%、22年度149施設・74.5%）となっている。また「経管栄養を行っている」が34施設・17.3%（23年度33施設・17.0%、22年度35施設・17.5%）あり、三障害一元化の流れの中で子どもの食形態に合わせた給食の提供が必要となるため、今後の動向を注視していきたい。

表92 アレルギー食の対象児数

〈施設数=延べ〉

対象児人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	1 12.5		11 23.9	6 31.6	1 20.0	2 7.1	3 20.0		6 23.1	30 18.9
2人	2 25.0	1 12.5	15 32.6	5 26.3	2 40.0	4 14.3	5 33.3	1 25.0	4 15.4	39 24.5
3人	1 12.5	2 25.0	3 6.5	2 10.5	1 20.0	4 14.3	3 20.0		4 15.4	20 12.6
4人		1 12.5	2 4.3	1 5.3		2 7.1	1 6.7		1 3.8	8 5.0
5人			3 6.5	2 10.5		4 14.3	1 6.7	1 25.0	2 7.7	13 8.2
6人			2 4.3	1 5.3		3 10.7			2 7.7	8 5.0
7人以上	1 12.5		3 6.5			4 14.3		1 25.0	2 7.7	11 6.9
不明・無回答	3 37.5	4 50.0	7 15.2	2 10.5	1 20.0	5 17.9	2 13.3	1 25.0	5 19.2	30 18.9
アレルギー食対応実施施設数	8 100	8 100	46 100	19 100	5 100	28 100	15 100	4 100	26 100	159 100

表92「アレルギー食の対象児人数」は、1人が30施設・18.9%、2人が39施設・24.5%、3人が20施設12.6%、4人以上対応している施設も2割以上あり、全国で159施設がアレルギー食に対応している。

表93 アレルギー食対応施設におけるエピペンの常備

〈施設数=延べ〉

委託の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. エピペンを常備している	1 12.5		2 4.3	2 10.5		3 10.7			1 3.8	9 5.7
2. エピペンを常備していない	2 25.0	7 87.5	25 54.3	16 84.2	4 80.0	17 60.7	7 46.7	3 75.0	13 50.0	94 59.1
3. 不明・無回答	5 62.5	1 12.5	19 41.3	1 5.3	1 20.0	8 28.6	8 53.3	1 25.0	12 46.2	56 35.2
アレルギー食対応実施施設数	8 100	8 100	46 100	19 100	5 100	28 100	15 100	4 100	26 100	159 100

表94 エピペン使用対象児数

〈施設数=延べ〉

対象児人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人			2 100	2 100		2 66.7			1 100	7 77.8
不明・無回答	1 100					1 33.3				2 22.2
エピペン常備実施施設数	1 100	0 100	2 100	2 100	0 100	3 100	0 100	0 100	1 100	9 100

表93「アレルギー食対応施設におけるエピペンの常備」については、159施設中エピペン常備が9施設、常備なしは94施設であった。重篤な場合への対応など、施設内での周知も含め、個々の児童に合わせたきめ細やかな対応が求められている。

表94「エピペン使用対象児数」については、全国9施設で関東、東海、近畿、九州にあわせて7名となっている。

表95 経管栄養の対象児数

〈施設数=延べ〉

対象児人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	1 100	2 50.0	2 40.0	1 25.0		5 55.6	4 100		3 50.0	18 52.9
2人		2 50.0			1 100	1 11.1				4 11.8
3人			2 40.0	1 25.0		1 11.1			1 16.7	5 14.7
4人			1 20.0						1 16.7	2 5.9
5人以上				1 25.0		1 11.1			1 16.7	3 8.8
不明・無回答				1 25.0		1 11.1				2 5.9
経管栄養対応実施施設数	1 100	4 100	5 100	4 100	1 100	9 100	4 100	0 100	6 100	34 100

表95「経管栄養の対象児数」については、全国34施設中1人の施設が18施設で、5人以上受け入れている地域は東海、近畿、九州であった。

表96 提供場面

〈施設数＝延べ〉

提供場面の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. クラスごとに食べている	9 90.0	10 83.3	48 85.7	24 96.0	4 80.0	28 80.0	15 93.8	5 100	23 69.7	166 84.3
2. 園全体で食べている	3 30.0	2 16.7	9 16.1	3 12.0	1 20.0	5 14.3	2 12.5		7 21.2	32 16.2
3. 障害の状況やグループによって食べている	2 20.0	1 8.3	2 3.6	2 8.0		1 2.9	1 6.3	1 20.0	4 12.1	14 7.1
4. 子どもの状況によっては1対1で対応している	7 70.0	5 41.7	22 39.3	6 24.0	2 40.0	8 22.9	6 37.5	2 40.0	13 39.4	71 36.0
実施施設計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表96「提供場面」では、「クラスごとに食べている」が166施設・84.3%（23年度172施設・88.7%、22年度175施設・87.5%）、「園全体で食べている」が32施設・16.2%（23年度32施設・16.5%、22年度35施設・17.5%）、「障害の状況やグループによって食べている」「子どもの状況によっては1対1で対応している」が合わせて85施設・43.1%（23年度80施設・41.2%、22年度46.0%・92施設）あり、子どもの状況や障害の状況に応じて対応している様子がうかがえる。

表97 1対1で対応している子どもの数

〈施設数・下段は%〉

子どもの人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1～2人	2 28.6		7 31.8	1 16.7	1 50.0	1 12.5	2 33.3		1 7.7	15 21.1
3～4人	1 14.3	2 40.0	2 9.1			2 25.0			7 53.8	14 19.7
5～6人	2 28.6	1 20.0	1 4.5	1 16.7			1 16.7		2 15.4	8 11.3
7人以上		1 20.0	8 36.4	1 16.7	1 50.0	2 25.0	3 50.0		2 15.4	18 25.4
不明・無回答	2 28.6	1 20.0	4 18.2	3 50.0		3 37.5		2 100	1 7.7	16 22.5
1対1で対応している施設数	7 100	5 100	22 100	6 100	2 100	8 100	6 100	2 100	13 100	71 100

表97「1対1で対応している子どもの数」をみると、「1～2人」が15施設・21.1%（23年度14施設・21.5%、22年度18施設・23.7%）、「3～4人」が14施設・19.7%（23年度16施設・24.6%、22年度14施設・18.4%）となっている。「7人以上」が18施設・25.4%（23年度7施設・10.8%、22年度10施設・13.2%）で、個別で対応する子どもが児童発達支援センターを利用している様子がうかがえる。今後三障害一元化に伴い、益々対応が必要な子どもが増えてくると予測され、現在の職員配置では対応が難しいと思われる。なお、個別対応が必要な施設は全国にみられる。

IX その他

1. ボランティア

表98 ボランティア参加の有無

〈施設数・下段は%〉

ボランティア参加の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
参加している	8 80.0	10 83.3	47 83.9	20 80.0	4 80.0	26 74.3	15 93.8	5 100	26 78.8	161 81.7
参加していない	2 20.0	1 8.3	9 16.1	5 20.0	1 20.0	8 22.9	1 6.3		6 18.2	33 16.8
不明・無回答						1 2.9			1 3.0	2 1.0
計	10 100	12 100	56 100	25 100	5 100	35 100	16 100	5 100	33 100	197 100

表99 ボランティアの参加状況

〈施設数・下段は%〉

参加状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 日常的に参加している	3 37.5	4 40.0	23 48.9	14 70.0	3 75.0	12 46.2	9 60.0	2 40.0	14 53.8	84 52.2
2. 行事などで参加している	5 62.5	6 60.0	23 48.9	5 25.0	1 25.0	13 50.0	6 40.0	3 60.0	11 42.3	73 45.3
不明・無回答			1 2.1	1 5.0		1 3.8			1 3.8	4 2.5
計	8 100	10 100	47 100	20 100	4 100	26 100	15 100	5 100	26 100	161 100

表100 導入の実施主体

〈施設数・下段は%〉

導入の実施主体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1. 施設から参加をお願いする	3 37.5	4 40.0	24 51.1	2 10.0		10 38.5	9 60.0	2 40.0	12 46.2	66 41.0
2. ボランティアから参加する	2 25.0	2 20.0	12 25.5	5 25.0	1 25.0	2 7.7	6 40.0		5 19.2	35 21.7
3. 双方から参加している	2 25.0	3 30.0	14 29.8	10 50.0	3 75.0	13 50.0	5 33.3	3 60.0	10 38.5	82 50.9
4. 場合による		3 30.0	6 12.8	2 10.0		4 15.4	1 6.7		1 3.8	24 14.9
不明・無回答	1 12.5		5 10.6	1 5.0		1 3.8			2 7.7	10 6.2
ボランティア参加のある施設数	8 100	10 100	47 100	20 100	4 100	26 100	15 100	5 100	26 100	161 100

表98「ボランティアの参加の有無」については、「参加している」施設が161施設・81.7%（23年度171施設・86.8%、22年度170施設・85.0%）となっている。

表99「ボランティアの参加状況」をみると、「行事などで参加している」が73施設・45.3%（23年度90施設・52.6%、22年度100施設・58.8%）、「日常的に参加している」が84施設・52.2%（23年度78施設・

平成24年度 全国児童発達支援センター実態調査票

- ※ 平成24年10月1日現在でご回答下さい
- ※ 該当するものの□にレ点をご記入頂き、空欄部分をご記入下さい。
- ※ 児童発達支援センター（旧知的障害児通園施設）についてのみ、ご回答下さい。

 記入責任者

I 施設の状況

1. 施設名		TEL
2. 所在地	都道府県	
3. 設置主体	<input type="checkbox"/> ①都道府県立 <input type="checkbox"/> ②市町村立 <input type="checkbox"/> ③民間立 <input type="checkbox"/> ④その他（ ）	
4. 経営主体	<input type="checkbox"/> ①公営 <input type="checkbox"/> ②社会福祉事業団 <input type="checkbox"/> ③社会福祉法人（社会福祉事業団を除く） <input type="checkbox"/> ④NPO法人 <input type="checkbox"/> ⑤株式会社等 <input type="checkbox"/> ⑥その他（ ）	
5. 設置年月	昭和・平成	<input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 年（西暦 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 年） <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 月

6. 児童発達支援センターの種別
①医療型児童発達支援センター ②福祉型児童発達支援センター ③その他（ ）

7. 児童発達支援センターの実施する事業（指定を受けている事業）
①児童発達支援事業（旧児童デイ） ②放課後等デイサービス事業（利用定員 名）
③保育所等訪問支援事業 ④障害児相談支援事業 ⑤特定相談支援事業 ⑥一般相談支援事業
⑦短期入所事業 ⑧日中一時支援事業 ⑨移動支援 ⑩居宅支援事業
⑪障害児等療育支援事業 ⑫その他（ ） ⑬その他（ ）
*児童発達支援センターで実施する児童発達支援事業については、レ点の記入は不要です。

8. 定員等（1）指定定員

（2）在籍児数 = [うち利用契約児童数 + 措置児童数]

- *指定定員は、単独型、多機能型を問わず、児童発達支援センターの指定定員をご記入下さい。
- *在籍児数は、児童発達支援事業（旧児童デイ）、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業の利用契約児童数（措置児童数も含む）を除いた数をご記入下さい。

9. 平成24年度の開園日数、利用契約児童数及び措置児童数並びに延べ利用実数等（開園日数と延べ利用実数は月末締め）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開園日数												
利用契約児童数							○					
措置児童数							●					
延べ利用予定数												
延べ利用実数												

- *延べ利用実数とは、当該月における開園日に実際に利用した児童（措置児童も含む）の合計数です。開園日数×指定定員ではありません。
- *記号部分（○●）については、1～8の同記号部分と数が合うようにして下さい。

10. 利用契約者の利用形態について（平成24年10月1日現在）

*人数の合計数は、1～8（2）の在籍児数◎と一致するようにして下さい。

	週6日以上	週5日	週4日	週3日	週2日	週1日	週1日未満	合計
人数	人	人	人	人	人	人	人	◎人

1 1. 現在の建物所有について
①自己所有 ②無償賃貸 ③有償賃貸 ④その他 ()

1 2. 現在の建物の建設年度 ⇒ 昭和・平成 年(西暦 年) 月建設

1 3. 施設の主要室の有無について *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい
 *①③⑤⑦～⑫は旧知的通園施設、⑬～⑮は旧難聴幼児通園施設、⑯⑰は旧肢体不自由児通園施設の設置基準の各項目です
①指導室(保育室)(1人当たりの床面積2.47㎡以上) ②指導室(保育室)(床面積の要件は適用しない)
③遊戯室(1人当たり1.65㎡以上) ④遊戯室(床面積の要件は適用しない)
⑤屋外遊戯室(運動場:同一敷地内) ⑥屋外遊戯室(運動場:センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所)
⑦医務室(独立したもの) ⑧静養室 ⑨相談室 ⑩調理室
⑪浴室又はシャワー室 ⑫子供用便所 ⑬観察室 ⑭聴力検査室
⑮訓練室 ⑯診察室 ⑰その他 ()

1 4. 前設問①の指導室(保育室)の部屋数はいくつありますか 部屋

1 5. 平成24年度(平成24年4月1日～25年3月31日)に行った未契約児童を対象とした事業について

(1) 実施の有無 ①実施した ②実施しなかった

(2) 事業の内容(該当するもの全てについてご回答下さい)

*「担当職員」の欄は該当するものに○をつけてください	A. これらの事業のために担当職員を雇用している
	B. 特に雇用していないが専任担当職員を置いている
	C. 専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している

事業内容	実施回数(年間)	対象実人員(年間)	担当職員(いずれかに○)	財 源	
				公 費 補 助	利用者 負 担
① 在宅児訪問指導等	回	人	A B C	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし	<input type="checkbox"/> ①有料 <input type="checkbox"/> ②無料
② 療育相談・発達診断等	回	人	A B C	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし	<input type="checkbox"/> ①有料 <input type="checkbox"/> ②無料
③ 園内に療育グループ(集団での療育)の開設等	回	人	A B C	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし	<input type="checkbox"/> ①有料 <input type="checkbox"/> ②無料
④ 保育所、幼稚園等への指導援助	回	人	A B C	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし	<input type="checkbox"/> ①有料 <input type="checkbox"/> ②無料
⑤ 地域療育グループ・健診後のフォロー教室等への指導援助	回	人	A B C	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし	<input type="checkbox"/> ①有料 <input type="checkbox"/> ②無料
⑥ 肢体不自由児等の訓練事業	回	人	A B C	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし	<input type="checkbox"/> ①有料 <input type="checkbox"/> ②無料
⑦ その他()	回	人	A B C	<input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし	<input type="checkbox"/> ①有料 <input type="checkbox"/> ②無料

1 6. 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織について
 (1) 協議会もしくは委員会のような組織の有無 ①有 ②無
 (2) 組織の性格 ①公的機関として位置づけ ③全くの私的機関 ②非公式ではあるが公的機関も参加
 (3) 名称 () *地域自立支援協議会の場合は専門部会名
 (4) 設置年月 昭和・平成 年(西暦 年) 月
 (5) 構成員(該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい)
①児童発達支援センター・児童発達支援事業 ②児童相談所 ③保健所 ④福祉事務所
⑤市区町村(福祉課, 保健課等) ⑥教育委員会 ⑦医療機関(病院, 医院, 医師)
⑧幼稚園, 保育所 ⑨学校(特別支援学校含む) ⑩親の会, 障害者の当事者団体
⑪その他 ()

1 7. 併行通園の状況(平成24年10月1日現在の在籍児)
 (1) 保育所在籍児童の通園 ①有 名 ②無
 (2) 幼稚園在籍児童の通園 ①有 名 ②無
 (3) 認定こども園在籍児童の通園 ①有 名 ②無
 (4) 児童発達支援事業所利用児童の通園 ①有 名 ②無
 (5) 病院・医療機関入院児童の通園 ①有 名 ②無
 (6) 他の児童発達支援センターの通園 ①有 名 ②無
 (7) その他機関() 在籍児童の通園 ①有 名 ②無

1 8. 加算の状況について(平成24年10月1日～10月30日の状況でご記入下さい)
 *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。又、⑥～⑭は、請求人数もご記入下さい
①児童発達支援管理責任者専任加算 ②福祉専門職員配置等加算 ③指導員加配加算
④栄養士配置加算 ⑤福祉・介護職員処遇改善加算 ⑥人工内耳装用児支援加算(人)
⑦家庭連携加算(人) ⑧訪問支援特別加算(人) ⑨食事提供加算(人)
⑩利用者負担上限額管理加算(人) ⑪欠席時対応加算(人) ⑫医療連携体制加算(人)
⑬特別支援加算(人) ⑭延長支援加算(人) ⑮送迎加算(人)

1 9. 平成24年度の減算の状況について *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
①開所時間減算 ②利用者の数が利用定員を超える場合 ③通所支援計画が作成されない場合
④指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合
⑤指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合

II 児童の状況

1. 在籍児の年齢区分(平成24年10月1日現在の在籍児の平成24年4月1日時点での年齢区分)

*人数の合計数は、I-8(2)の在籍児数◎に一致すること

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(就学前)	小学生	中学生	高校生	合 計
人 数	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	◎ 名
併行通園児	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名

2. 在籍児の在園期間別構成(平成24年10月1日現在) *計はI-8(2)の在籍児数◎に一致すること

期 間	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上	計
人 数						◎

3. 平成24年度月別入退園児数(平成24年4月1日～25年3月31日)

年 月	平成24年度												計	
	24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月	3月		
入 園														☆
退 園														◇

4. 平成24年度(平成24年4月1日～25年3月31日)新入園児の入園時点での年齢構成

*計はII-3の入園の計☆に一致すること

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳		7～15歳	16～18歳	計
							就学前	就学			
人 数											☆

5. 在籍児の入園前の状況で主とする該当の一人につき1項目をご回答下さい(平成24年10月1日現在)

*人数の合計数は、I-8(2)の在籍児数◎に一致すること

①在宅のまま、特に指導を受けていなかった	人
②児童相談所で継続的な指導を受けていた	人
③保健所で継続的な指導を受けていた	人
④医療機関(病院等)で継続的な指導を受けていた	人
⑤放課後等デイ等で継続的な指導を受けていた	人
⑥現在の通園施設で継続的な指導を受けていた(未契約)	人
⑦保育所、幼稚園に通っていた	人
⑧学校に通っていた	人
⑨他の児童福祉施設に措置されていた	人
⑩その他()	人
計	◎ 人

6. 平成24年度(平成24年4月1日~25年3月31日)に退園した児童の状況

(1) 退園理由(主たる理由となる欄に記入して下さい) *計はII-3の退園の計◇に一致すること

年齢	A. 就学	B. 就園	C. 他施設へ	D. 長期入院	E. 在宅	F. 死亡	G. その他	計
人数	A	B	C					◇

内訳を(2)に記入して下さい

(2) 退園後の進路先内訳

A. 就学

区分	小学部・小学校	中学部・中学校	高等部	合計(A)
①特別支援学校(知的)	人	人	人	
②特別支援学校(肢体)	人	人	人	
③特別支援学校(盲・聾)	人	人	人	
④特別支援学級	人	人	人	
⑤通常学級	人	人	人	人

B. 就園

区分	人数
①保育所	人
②幼稚園	人
③認定こども園	人
④特別支援学校幼稚部	人
⑤特別支援学校(盲・聾)幼稚部	人
合計(B)	人

C. 他施設へ

区分	人数
①他の児童発達支援センター等	人
②入所型施設へ	人
③通所型施設へ	人
合計	人

*A. B. C. それぞれの合計は(1)と一致すること

7. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況について

(1) 療育手帳・身体障害者手帳の所持状況について

平成24年10月1日現在の利用契約児童(措置児童も含む)についてご記入下さい。

*「人数の合計数」: ◎は、I-8(2)の在籍児数◎と一致すること

①療育手帳所持児童数 (人)

程度区分	A(最重・重度)	B(中度・軽度)	未所持	不明	合計
人数					◎

②身体障害者手帳所持児童数 *一種、二種にかかわらずその等級でご記入下さい。(人)

程度区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	未所持	不明	合計
人数									◎

③精神障害者保健福祉手帳所持児童数 (人)

程度区分	1級	2級	3級	未所持	不明	合計
人数						◎

8. 利用契約児童(措置児童も含む)の障害状況および合併症について

<主たる障害について>

*平成24年10月1日現在の利用契約児童(措置児童も含む)についてご記入下さい。

*「主たる障害」は1人1障害として記入してください。「主たる障害」の合計数はI-8(2)の在籍児数◎と一致のこと

*「発達障害」には、知的障害を伴わない(IQが概ね70以上)「広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)、注意欠陥/多動性障害、学習障害」の子どもの人数を記入してください。知的障害を伴う発達障害は「知的障害」の欄に記入してください。

*重症心身障害については、右記の「大島分類」を参照して下さい。IQに関しては、厳密な数値と捉えず、参考程度にして頂いて構いません。なお、児童の年齢が運動機能獲得月齢に達していないときは、その障害像より予測して下さい。(IQ)

IQ	21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	16	70
19	12	7	8	9	9	50
18	11	6	3	4	4	35
17	10	5	2	1	1	20
						0

走れる 歩ける 歩行障害 座れる 寝たきり

* ※右表の1, 2, 3, 4の範囲に入るものを重症心身障害とします。

(1) 主たる障害について (人)

主たる障害	①知的障害	②発達障害	③肢体不自由	④聴覚障害	⑤重症心身障害	⑥その他	⑦不明	合計
								◎

(2) 合併症について *下記の項目に当てはまるものについてご記入下さい。

*平成24年10月1日現在の在籍児(措置児も含む)についてご記入下さい。

*合併症については児童の状況で異なりますので、複数回答可能です。

内部障害 (医療的ケア)	①循環器系(心疾患など)	人	
	呼吸器系	②人工呼吸器(口鼻マスクによる人工呼吸含む)	人
		③気管切開	人
		④鼻咽喉エアウェイ	人
		⑤ネブライザー使用	人
		⑥酸素使用	人
		⑦痰などの吸引	人
		消化器系	⑧経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)
	⑨誤嚥が多い		人
	⑩泌尿器系(導尿など)	人	
⑪中心静脈栄養	人		
てんかん	①発作があり緊急対応など生活に支障あり	人	
	②発作はあるが生活におおむね支障なし	人	
	③発作はない	人	
視覚障害(眼鏡等での矯正可能を除く)	①斜視・弱視等	人	
	②光覚のみ・盲等	人	
聴覚障害	補聴器等装用	人	
合計		人	
*重複・合併障害を持つ児童の実数		人	

(3) 8 (2) の表中の聴覚障害の児童についてお聞きします

*平成 24 年 10 月 1 日現在の在籍児(措置児も含む)についてご記入下さい。

- ①新生児聴覚スクリーニングで発見された聴覚障害児は、何人ですか。
- ②人工内耳を使用している聴覚障害児は、何人ですか。
- ③聴覚障害児のうち視覚障害を伴う子どもは何人ですか。
- ④聴力検査・補聴器調整は何処で行っていますか。*該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
- ①施設で言語聴覚士が行う ②医療機関等 ③聴覚特別支援学校
- ④その他 () ⑤不明

9. 介助度 (平成 24 年 10 月 1 日現在)

*それぞれの計は、I-8 (2) の在籍児数◎に一致すること

	1	2	3	4	5	不明	計
食事	自分で食べられないため食べさせてもらう。	手づかみでは食べるがスプーンは使えない。	手づかみやスプーンで食べる。	スプーンやにぎりばしで食べられる。	はしを使って食べられる。	不明	
人数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
排泄	オムツを必要とする段階。	大小便とも時間を決めてつれていく。(失敗があってもよい)	大小便とも予告できる。(時に失敗があってもよい)	大小便ともほぼ自立するが、後処理不完全。	大小便とも自立。	不明	
人数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
着脱衣	すべて介助が必要。(協力動作なし)	介助すれば協力しようとする。	かんたんなものは自分で脱げる。	着脱はほぼできるが、ボタンかけ等は困難。	着脱ができ、ボタンかけ等も自分でできる。	不明	
人数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
移動	自力移動殆ど不能。寝たきりの状態。	なんらかの自力移動可能。	独歩不能なるもつたい歩可。(手をつなげば歩ける)	独歩可能なるも危なっかしい。	歩行可能又は不自由さはあるが皆と同様に歩ける。	不明	
人数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
言語	話せないし、相手の言うこともわからない。	話すことはできないが相手の言うことはわかる。	身振りや声で表現し伝えようとする。	単語程度で意思交換可能。	大体のことは言葉で通じあえる。	不明	
人数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
自己統制	全く指示の理解もできず、従えない。危険もわからない。	ある程度危険を避けられるが目を離すと不安なことが多い。	くりかえし指示を与えれば何とか従える。	ほぼ、指示や説明を理解し行動できる。	自発性もありごく日常的生活には対応できる。	不明	
人数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
対人物関係	無関心、呼ばれても反応を示さない。	呼ばれれば反応を示す。特定の人物には一応関心がもてる。	人や物に関心をもち、表情や動作にあらわす。	一方的ながら、人や物に対して働きかけ、初歩的な関係がもてる。	友だちの世話をしたり、協力して遊んだりもする。	不明	
人数	人	人	人	人	人	人	◎ 人

10. 発達遅滞の原因となる疾患について (平成 24 年 10 月 1 日現在)

*医師の診断に基づいて記入して下さい

染色体異常	①ダウン症	人	⑨レット症候群	人
	②猫なき症候群	人	⑩筋ジストロフィー (福山型)	人
	③その他の染色体異常	人	⑪その他	人
④コルネリア・デ・ランゲ症候群	人	*疾患名 (原因となるものみ) を記入してください		人
⑤脳炎・髄膜炎後遺症	人			人
⑥水頭症	人			人
⑦小頭症	人	⑫原因について明確な診断のないもの		人
⑧結節性硬化症	人	合計		人

III 職員及びクラス編成 (平成 24 年 10 月 1 日)

1. 職員の数と構成について

*人数は、職員 1 名 1 職種として数えて下さい。

*管理者が医師や保育士等の兼務をしている場合は、その職種の人数欄に管理者の人数を加えて記入し、管理者の隣の欄にその職種名を記入して下さい。

*児童発達支援管理責任者については専任か兼任かを□にレ点で記入して下さい。

*通所支援業務にかかる勤務体系については、次の 3 つに分類して下さい。

(1) 週 30 時間以上 (2) 週 20 時間以上 30 時間未満 (3) その他 (週 20 時間未満や特に勤務時間を定めていない職員)

職種名		(1)	(2)	(3)	合計数
①管理者	管理者の職種 () ※②～⑪より選択し、該当を上 () に記載				
②児童発達支援管理責任者 (□専任 □兼任)					
③保育士					
④児童指導員					
⑤指導員					
⑥作業療法士					
⑦言語聴覚士					
⑧理学療法士					
⑨医師					
⑩看護師・保健師					
⑪心理士					
⑫ケースワーカー・相談員					
⑬栄養士					
⑭調理員					
⑮送迎運転手					
⑯事務員					
⑰その他職種 ()					
合計					

2. 児童と直接処遇職員の比率 (平成 24 年 10 月 1 日現在)

*直接処遇職員とは児童指導員・指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は常勤換算をして下さい。但し、それらの職種でも外来療育や巡回療育相談等利用契約児童 (措置児童も含む) 以外を対象とした業務に専従している職員は除く。

*小数点以下第 1 位まで求めて下さい。

(1) 利用定員との比率 利用定員 [] ÷ 直接処遇職員数 [] = []

(2) 在籍児数との比率 在籍児数 [] ÷ 直接処遇職員数 [] = []

3. クラス編成の状況（平成24年10月1日現在）

(1) クラス編成を ①している ②特にしていない

(2) クラス編成をしている場合の考え方 *該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい

①年齢 ②発達段階 ③入園年次
④障害 ⑤その他 () ⑥特にない

(3) クラス編成をしている場合、1クラスの子どもの人数

人数	5人以下	6～8人	9～12人	13人以上	計
クラス数					クラス

(4) 1クラスの担任職員数

担任職員数	1人担任	2人担任	3～4人担任	その他()	計
クラス数					クラス

(5) 1日の指導時間（送迎時間を除く）

*児童の合計数は、I-8(2)在籍児数◎と一致すること

指導時間	2時間未満	～3時間未満	～4時間未満	～5時間未満	～6時間未満	6時間以上	その他()	計
クラス数								クラス
児童数								◎ 人

(6) 登園形態 ①全員一律毎日登園 ②年齢や障害により登園日を指定

(7) 指導形態 ①全クラス同一時間帯 ②クラスによって異なる時間帯
③年齢や発達段階により異なる時間帯

IV 家族支援・地域支援の状況（平成24年10月1日現在）

1. 保護者支援・情報提供などについて

(1) 保護者支援・情報提供などを実施していますか

①実施していない ⇒ 設問Vへ
②実施している ⇒ 以下の設問にお答え下さい。

(2) 保護者支援等の形態 *該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい

①講演会・学習会などの開催 ②懇談等を通じた研修
③親子通園によるペアレントトレーニング等の実施 ④保護者同士の交流会の実施
⑤個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催
⑥個別にカウンセリング等の時間を持つ
⑦その他 ()

(3) 保護者支援等の実施目的 *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

①子どもの成長発達の理解の一貫として ②園と家庭の一貫した療育による効果
③親同士の交流 ④良好な親子関係の育成 ⑤育児不安の軽減
⑥介助の手伝い ⑦医療的ケアの実施を家族に委ねる
⑧虐待の予防 ⑨その他 ()

(4) 短期入所事業について

①単独で実施している ②法人で実施している ③実施していない

2. 地域支援について

(1) 市町村地域生活支援事業について *該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい。

①日中一時支援事業を実施している
②移動支援事業を実施している
③地域活動支援センター機能強化事業を実施している
④障害児支援体制整備事業を実施している
⑤その他 () を実施している

(2) その他の具体的な支援策について *該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい。

①他の支援事業者を紹介している
②有料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮をしている
③無料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮をしている
④有料で休日預かりをしている
⑤無料で休日預かりをしている
⑥その他 ()

3. 要保護児童について（平成24年10月1日現在の児童数で記入）

(1) 通所支援児童に社会的養護の必要な（虐待もしくは不適切な養育の可能性のある）児童はいますか

①いる () 人 *実数で回答してください
 その理由 *該当するもの全ての□にレ点をつけ、人数を記入してください。
①虐待予防 () 人 ②不適切な養育 () 人 ③父母の死亡 () 人
④父母の離婚 () 人 ⑤父母の長期入院 () 人
⑥その他 () () 人
②いない ⇒ 設問Vへお進み下さい

(2) 要保護児童に対する連携機関について *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

①児童相談所 ②子ども家庭支援センター ③保健所 ④病院
⑤相談支援事業所 ⑥要保護児童対策地域協議会 ⑦福祉課
⑧その他 () ⑨連携している機関はない

(3) 具体的な家族支援について *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

①家庭訪問を行っている
②ヘルパー（居宅介護）やショートステイを勧めている
③メンタルヘルス支援（カウンセリング）を行っている
④送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間の配慮をしている
⑤早朝・延長・休日保育を行っている
⑥他の支援事業者を紹介している
⑦その他 ()
⑧家族支援は行っていない

(4) 里親の下から通っている子どもが居ますか

①いる 人数は、何人ですか () 人 ②いない

4. 関係機関との連携について *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

(1) 地域自立支援協議会 *箇所数もご記入下さい。また、同一法人内の別の事業所からの参加も含んで下さい。

①全体会の構成メンバーとしての参加 [] 箇所
②専門部会の構成メンバーとしての参加（子ども、子育て・療育・発達支援関係の部会） [] 箇所
③事務局メンバーとしての参加 [] 箇所
④その他 ()

(2) 要保護児童対策地域協議会（同一法人内の別の事業所からの参加も含んで下さい）

①全体会の構成メンバー ②事務局メンバー

③その他（ ）

V 医療的ケアの実施について

1. 実施状況について *該当するものの□にレ点をご記入下さい。
- ①実施していない ⇒ 設問VIにお進み下さい
- ②実施している ⇒ 以下の設問にお答え下さい
2. 実施者について *該当するものの□にレ点をご記入下さい。
- ①他の診療所の看護師が実施し、医療連携体制加算を請求する
- ②自施設の看護師が実施し、医療連携体制加算は請求しない
- ③看護師の指導により介護職員（保育士、児童指導員等）が実施し、医療連携体制加算を請求する
- ④看護師の指導により介護職員（保育士、児童指導員等）が実施するが、医療連携体制加算は請求しない
- ⑤付添い家族が実施する ⑥その他（医師等）が実施する
3. 介護職員等のたんの吸引等の研修について *該当するものの□にレ点をご記入下さい。
- (1) 特定利用者への吸引などの研修等
- ①受けた ②まだ受けていない
- (2) 非特定利用者への吸引などの研修等
- ①受けた ②まだ受けていない
- (3) 今後受ける予定
- ①ある ②ない

VI 保育所等訪問支援について *該当するものの□にレ点をご記入下さい。

1. 実施状況について
- ①本事業の指定を受けていない ⇒ 設問VI-2にお進み下さい
- ②本事業の指定を受けて実施している ⇒ 設問VI-3にお進み下さい
- ③指定を受けているが、現在利用がない ⇒ 設問VIIにお進み下さい
2. 今後の予定に関して、いつから指定を受けて、実施されますか。
- ①今年度は指定を受けない
- ②26年度から指定を受ける
- ③予算措置がされた時点から指定を受ける
- ④その他（ ）

3. 平成24年度の実施状況について

訪問支援先	箇所数	実人数	延べ人数
保育所			
幼稚園			
認定こども園			
学校			
その他（放課後児童クラブなど）			
合計			

VII 通園バスの状況（平成24年10月1日現在） *該当するものの□にレ点をご記入下さい。

1. 通園バスの運行 (1) 有 (2) 無
2. 通園バスの所有の有無
- (1) 通園バスを自己所有し、職員が運転をしている
- (2) 通園バスを自己所有し、運転は委託している
- (3) 全てを委託している
- (4) その他（ ）

3. 通園バスの運行台数および車種

車種	大型バス	マイクロバス	ワゴン車	その他の車種	計
台数					台

4. 1日の走行キロ数（複数運行の場合は合計キロ数） [] キロメートル

5. 片道平均所要時間（複数運行の場合は1台あたりの平均時間） [] 分

6. 運転者の状況

内訳	人数	職種名
①専任運転手	人	
②職員の兼務	人	
③嘱託運転手	人	

7. 添乗者の状況（運転者を除く）

- (1) 添乗者の有無 ①有 ②無 *運転者のみの場合は無とする
- (2) 添乗者の人数 1台につき 人 *保護者は添乗者と数えない

8. 通園バスの利用状況について ※合計数は、I-8(2)の在籍児数と一致すること

	人数
(1) 通園バスで通園している	人
(2) 自家用車で通園している	人
(3) 公共交通機関で通園している	人
(4) 徒歩或いは自転車で通園している	人
(5) その他（ ）	人
計	◎ 人

VIII 給食の状況

1. 給食の状況 *該当するものの□にレ点をご記入下さい。
- (1) 自園調理をしている（自園に調理室がある）
- (2) 外部委託をしている ①全て外部委託 ②加熱程度の調理はできる ③その他（ ）
- (3) 給食提供はしていない ⇒ 設問IXへお進み下さい
- (4) その他（ ）
2. 特別食の状況 *該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
- (1) 障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている
- (2) 偏食に対応して別メニューや特別に温めるなどの対応をしている
- (3) 行事食を提供している
- (4) 子どもが選択できるように何種類かメニューがある
- (5) アレルギー食の対応をしている ⇒ アレルギー食対象児（ ）人
- ①エピペンを常備している ⇒ エピペン使用対象児（ ）人
- ②エピペンは常備していない

